

水源連だより

2002年9月20日

SUIGENREN
DAYORI
No. 21

水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

ホームページ <http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen.htm>

**清津川ダム、渡良瀬遊水池（第二貯水池）相次いで中止決定！
浅川・下諏訪ダムも**

**清津川現地（新潟県中里村）で
全國集会・第9回水源連総会開催**



水没を免れ今後の生活再建が課題の三俣地区
(01年6月現地調査)

ダム計画地上流部

一目次一

| | |
|-----------------------------|----|
| ・事務局からの報告 | 1 |
| ・清津川ダム計画が中止されました | 10 |
| ・政・官・業に学は味方しなかった | 12 |
| ・清津川ダム中止答申、関連新聞記事等 | 13 |
| ・渡良瀬遊水池、第二貯水池計画中止決定 | 21 |
| ・「わたらせ遊水池通信」より | 24 |
| ・紀伊丹生川ダム中止、英断の中止背景が物語るもの | 28 |
| ・7月10日の6号台風と徳山ダム | 31 |
| ・辰巳ダム 貴重種「ミゾゴイ」営巣確認、遊休水利権発覚 | 33 |
| ・国内外ダム関連記事 | 34 |
| ・下諏訪ダムの必要性に関する検討 | 39 |
| ・自然再生推進法案に対する意見書 | 43 |

事務局からの報告

3ヶ月に一度は発行を目指している「水源連便り」ですが、No.20 を発行した5月 31日から3ヶ月半以上が経ってしまいました。

この3ヶ月あまりの間に、清津川ダム計画中止（8・7 清津川ダム検討委員会）と渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業中止（8・6 渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業審議委員会）、というビッグニュースが相次いで飛び込んできました。

脱ダム宣言をおこなった長野県知事田中康夫が県議会の不信任決議を受け失職したものの、9月1日に行われた知事選で圧倒的な支持を受け、当選しました。田中氏の再選により、長野県が予定していた下諏訪ダムと淺川ダムの中止が確定しました。

しかしながらもう一方では、徳山ダムについては土地収用法による収用が決定し、川辺川ダム、苦田ダムについては土地収用法に基づく収用委員会による審理が行われています。現地ではこれら横暴なダム事業の強行に対して果敢かつ粘り強い反対運動が続けられています。

このような流れの中、今年の水源開発問題全国連絡会総会と全国集会は、ダム計画中止を勝ち取った「清津川ダムを考える会」の皆さんのご協力により、10月25,26日に新潟県中里村で行うことになりました。

本号ではこれらのことを中心に報告いたします。

1. 事務局の活動

1) 川辺川ダム関係

6月22.23日、第3回「川辺川ダム住民討論集会」と「現地調査」

6月23日に、第3回「川辺川ダム住民討論集会」が相良村体育館で、「現地調査会」はその前日にもたれました。

水源連としての説明骨子は前回の骨子と基本的に同じです。降水量あたりの最大洪水流量の比が、計画策定当時と現在とでは大きく異なっており、現在は当時の2割低下しています。この現象は流域の森林の生長により、森林の保水力が向上したことによるものです。今回はこの現象について更なる事実で検証を加えました。

- ① 八代地域では既に河川改修が行われているので、川辺川ダムに頼ることなく、80年に1回の洪水流量の流下が可能。
- ② 人吉地点の球磨川の流下能力は河川改修計画に従った河床掘削を行うことにより、毎秒 5,400 m³。この流下可能流量は、過去最大の洪水である 1982 年洪水（人吉地点で毎秒 5,370 立方㍍）にも対応できることを示している。
- ③ 過去の実績流量（市房ダム調節後の人吉地点流量に氾濫戻しを加算したもの）を用いて算出した人吉地点の 80 年に 1 回の基本高水流量は毎秒 6,150 m³。
- ④ タンクモデルによって検証したところ、洪水ピークの出方が経年的に小さくなっている。この現象は森林の生長に伴う保水力の向上によるものと考えられる。
- ⑤ 保水力の向上を考慮し、過去 8 大洪水について現在の森林保水力を当てはめて流量を補正した上で基本高水流量を求めるとき、毎秒 5,500 m³になる。
- ⑥ この 5,500 m³から市房ダム調節分 200 m³を差し引いた 5300 m³は計画どおりの河道

整備が行われたときの流下能力 5,400 m³/sより小さい。よって、人吉地点においても、計画通りの河道整備（河床掘削）により、80年に1回の規模の洪水に対応できるので川辺川ダムは不要。

第3回目の討論会では、「八代地点ではすでに、堤防強化だけで80年に1回の洪水への対応可能」を国土交通省に認めさせることを私たちの第1の目標としました。結果的にこれは成功しました。

次に、「森林の生長による保水力の向上が、最大ピーク流量の低減をもたらした」という私たちの主張に焦点を当てた形で論議が進行しました。

また、人吉地点での最大流下能力について国土交通省は、「ダム計画とセットになってる河道整備計画は建設省が国土交通省になった時点で存在しなくなった」などと言い出しました。従来の計画に従った河道整備を行えば、計画策定当初に見込んだ量よりもかなり大きな流量の洪水を流せることが明白になってしまい、ダム計画の根底が崩れていることが暴露されることを国土交通省は嫌ったのです。

7月28日、川辺川ダム住民討論集会に向けての論点整理

熊本県庁で、九州地方整備局と異論者側での治水に関する論点整理を行いました。異論者側の専門家集団は川辺川研究会、国土問題研究会、水源連、広島大学の中根教授で構成されています。これまでそれぞれの論点が少し異なっていましたが、7月27日に以下のように整理しました。

第4回住民討論集会の開催に先立つ

「川辺川ダム(治水)専門家会議」 資料

2002年7月28日

1. 八代では川辺川ダムなしで治水可能

- (1)第1回の住民討論集会での塚原所長の発言(添付資料参照)
- (2)強化堤防と河床掘削で対応可能

2. 人吉の流下能力

5400m³/s(不等流計算および昭和57年7月洪水の痕跡水位から算定)

3. 人吉の基本高水流量の考え方

計画高水流量 5400m³/s(2の算出による)

河川整備計画目標流量 5500m³/s(市房ダム調節効果を含まない)
(計画高水流量+市房ダム調整分)

基本高水流量(理論値) 5500m³/s

(タンクモデルによる洪水ピーク流量の低下曲線および流量確率法により算出)

基本高水流量(採用値) 6350m³/s
(流量確率法により算出)

(市房ダム調整効果を除く 6150 m³/s - 5400 m³/s = 750 m³/s は、

安全性を考慮したもの。

森林の保水力強化、河床掘削、遊水地等で対処。

超過洪水対策を兼ねる)

4. 住民が参加した河川整備計画策定を早急に進める

以上

2) 冊子「市民立法・公共事業三法案」完成

2000年5月から「ダム問題の法制度に関する研究会」を発足させ、

- (1) 公共事業の是非を審査して不要な事業を中止させる制度
- (2) ダム計画中止後の水没予定地の生活再建措置をはかる制度
- (3) 係争中のダム工事を中止させる法的制度

について検討をしてきました。

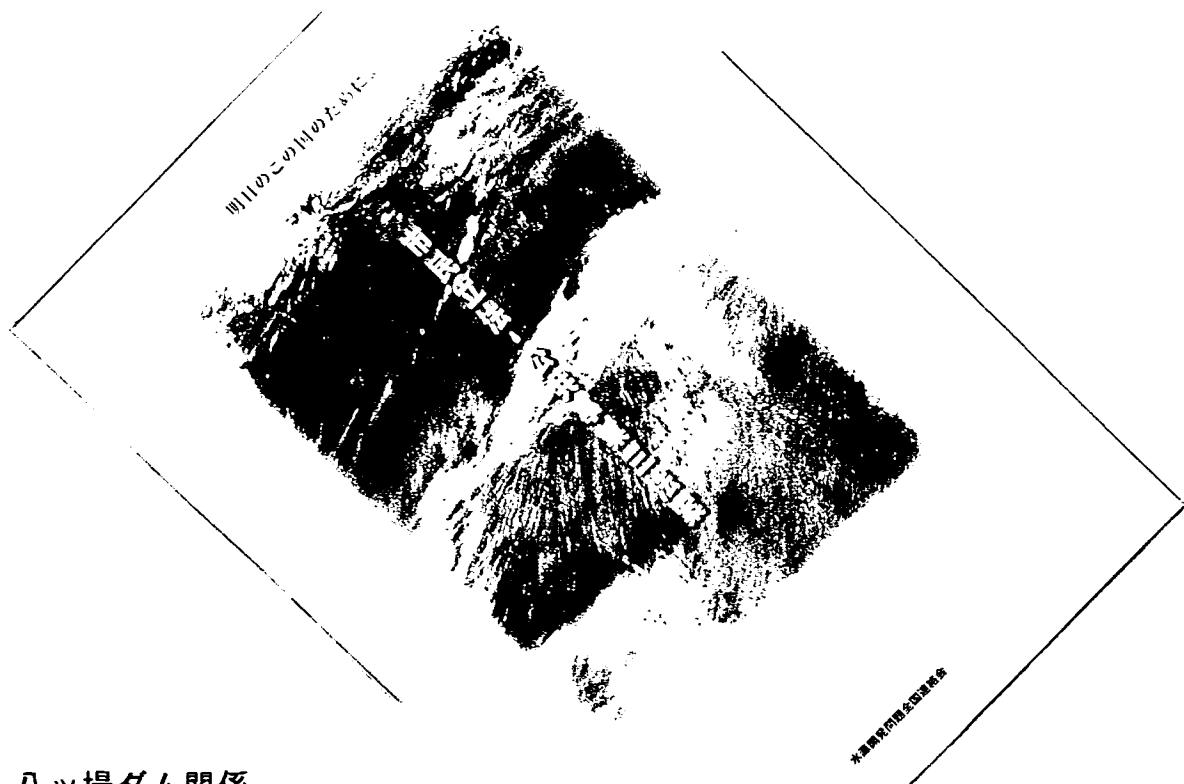
そのまとめとして、

- ① 公共事業審査法案
- ② ダム計画中止後の生活再建支援法案
- ③ 土地収用法改正対案

とし、これら整理して、この7月に冊子にしました。

事務局としましては、この冊子を基にいろいろな運動団体や各政党に水源連の3法案が立法化できるように働きかけています。もちろん、その過程で修正するべき点があれば修正をするつもりです。

最も重要なことは、各地の運動でこの冊子を生かしていただきたいと思います。そして、事務局にご意見を寄せてください。第一線でダム反対運動に関わられている皆さんから、この法案の立法化の要求を出していただくことがもっとも大切なことだと思います。なお、価値は300円です。事務局に注文をお願いいたします。



3) 八ッ場ダム関係

八ッ場ダムの受益予定者である東京都、千葉県、埼玉県等に対して、八ッ場ダム事業に求めている新規水利権の辞退を求めることが大きな課題です。

「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」はこの課題に向けて月に一度会議を行っています。去る3月24日の千葉市文化センターで開催したシンポジウム（本誌前号に掲載）の成功を受けて、東京の地で第2回目のシンポジウムを開催する用意をしています。そのメインテーマは「東京からの脱ダム宣言」になるでしょう。

東京においても多摩地域を中心に、地下水が水道水源として日量約三十数万m³が使われています。東京都の計画では、八ヶ場ダムができると地下水の使用を中止することになります。地域社会と自然を破壊するダムに依存するのではなく、自前の水源である地下水を保全しながら水道水源として使い続けるように方針転換をはかるよう東京都に働きかけなければなりません。

2. 各地の状況

足羽川ダム：

九頭竜川の河川整備計画を策定するまでの流域委員会が設置され、会議が進行しています。この流域委員会では足羽川ダムにダムが必要か否かも論議することになっています。公募委員として水源連メンバーである酒井與郎氏が参加しています。酒井氏は足羽川ダム事業審議委員会に「足羽川にはダムが不要である」ことを認めさせる努力をしてきた人です。

この流域委員会が足羽川ダムにダムが必要か否かを検討する場であるにもかかわらず、足羽川ダムに反対してきた足羽川流域住民が公募の流域委員として含まれていない状態で発足しました。その後、酒井氏の努力の結果もあり、美山町ダム絶対反対期成同盟会会長の清水清一氏が流域委員に任命されました。

近畿地方整備局は足羽川ダムの代替案として部子川ダムを正式に提示しています。このダムは足羽川ダム予定地の上流、池田町に位置します。足羽川ダム計画時と異なり、今では福井県も福井市も利水についてダム計画から撤退。部子川ダムには利水目的がなくなりました。これまでの流れでは、利水目的を喪失したダム計画は中止になっており、部子川ダムもいざれその運命を辿るべきものです。

足羽川ダム計画の治水計画は異常に過大な基本高水流量を設定したもので、従前の計画通りの河道整備が行われるだけで、洪水被害が生じることはありません。新たに浮上した部子川ダム計画は、足羽川本川やいくつかの支流をトンネルで結び、洪水を部子川ダムに溜め込む、というものです。その費用は莫大なものになります。必要性がまったくないダムに莫大な費用を投じるという全く愚かな計画なのです。

清津川ダム中止：

7月6日、北陸地方整備局事業監視委員会に設置されている清津川ダム検討委員会は同ダムの中止が妥当であることを答申しました。後日、同事業監視委員会もこの答申を受け入れることを発表しています。

すでに利水目的を喪失し、治水上もほとんど効果がないことが指摘されていたダム計画で、与党三党の中止勧告がされたにもかかわらず、北陸地方整備局が再浮上させた経過があります。

中里村をはじめとした流域住民の皆さんとの鋭い問題提起と粘り強い運動が、ダム中止を勝ち取りました。この成果に対して、これまで運動に関わってこられた皆さんに敬意を表すると同時に、共に喜びたいと思います。

これからは、ダム予定地として長年の辛酸をなめさせられて来た住民の皆さん的生活再建が重要な課題となります。地元では、水源連3法案の内、「ダム計画中止後の生活再建支援法案」を基にして、生活再建策をつくる活動が始まっています。

治水問題については、河川整備計画策定時に検討することとなっています。この河川整

備計画策定についても、清津川ダム反対運動を担われた方々が関わることになるようです。
渡良瀬遊水地総合開発第Ⅱ期事業（第二貯水池）中止：

8月6日、同事業審議委員会が6年ぶりに再開され、「事業中止」を求める最終答申を採択し、国土交通省に提出しました。

答申の最後の部分を記載します。

「渡良瀬遊水地総合開発第Ⅱ期事業については、治水の必要性は高いものの、現段階において利水予定者から事業参画の意思表示がないことから、特定多目的ダム事業としての同事業を「中止」し、治水について、別途検討することが妥当であると判断する。」

おわりに、今後の渡良瀬遊水地に関連する河川事業を進めるにあたっては、その歴史的背景、広大な湿地と生態系、さらに首都圏の治水・利水上の重要な施設であるという点を十分に考慮し、関係機関との調整はもとより、地域住民の意見を十分に反映させていくよう要望する。」

この計画を中止に追い込むまでに「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」は12年間を費やしています。これからは従前の方針通り、渡良瀬遊水池全体をエコミュージアムとして位置づけ、その実現に向けて邁進することになります。

清津川ダムの場合と同様、これまでの長年、渡良瀬遊水池を守り抜くための運動を担ってきた皆さんへ敬意を表すると同時に、喜びを共にしたいと思います。

長野県の二つのダム中止

脱ダム宣言を発表し、治水・利水ダム等検討委員会を設置した上で、浅川ダムと下諏訪ダムの中止を決めた田中知事が、長野県議会から不信任決議を採択され、失職しましたが、選挙では、圧倒的勝利となりました。

田中知事の再選により、浅川ダムと下諏訪ダムの中止が正式に決定しました。

水源連の仲間の皆さんから、田中知事の応援について問い合わせを頂いていましたが、田中康夫氏が組織的な選挙戦術を嫌っていたことから、選挙応援に関して連絡を取るべき団体が見当たらず、水源連としての対応は何もできませんでした。

不信任案上程にあたってはその不当性と中止を求める文書を当該者に送付していただくよう、水源連事務局として皆さんに要請いたしました。皆さまのご協力に御礼申し上げます。

山鳥坂（やまとさか）ダム

愛媛県の肱川の支流である川辺川（球磨川の川辺川と同じ名前）に国土交通省が多目的ダムとして建設を予定しています。計画当初の利水目的は、香川県への分水でした。この分水計画は紆余曲折の末、廃止となっています。このダムの主目的は治水になりました。

このダムに予定されている治水機能についても以前から疑問が出されていました。

2002年7月26日には「大州市肱川の水とミドリを守る会」などの5団体の代表が上京して、国土交通省に対し、「山鳥坂ダム計画を中止してダムに頼らない治水対策」と題する要請書を提出しています。

つい最近、「公共事業チェック議員の会」の皆さんが現地視察を行っています。

松倉ダム

函館市の松倉川に北海道庁が予定していた松倉ダムが中止になったことは皆さんご存知のことと思います。その後、松倉川水系治水対策検討会が設置され、今年の3月28日にはその総括として「松倉川水系の総合的な治水対策」を発表しました。その中で、「水と緑に包まれた水害に強く潤いのある地域の創出」を基本理念として掲げています。流域の区域ごとの特性を活かした、洪水の流出抑制策を提示しています。

ここまで成果を引き出せた原動力は、「松倉川を考える会」を中心とした皆さんの10年にわたる活動でした。

丹生ダムなど

丹生ダムは、琵琶湖に流入する姉川の支川、高時川の上流（河口から約30km：滋賀県伊香郡余呉町）で建設が進められている水資源開発公団が事業主体（平成6年4月1日に建設省より事業承継）のダムです。

主な経過

- 昭和55年4月 実施計画調査に着手
- 昭和63年4月 建設事業に着手
- 平成3年2月 環境影響評価書の公告・縦覧
- 平成4年4月 基本計画の公示
- 平成5年8月 ダム建設事業に伴う損失補償基準の締結
- 平成6年4月 事業を建設省から水資源開発公団に承継
- 平成7年3月 工事用道路工事に着手

その目的を治水、利水（淀川流域の京阪神地域）としていますが、多聞にもれず、その根拠は最早喪失しています。

丹生ダムなどの淀川水系のダム反対運動を行っている「関西のダムと水道を考える会」からの情報を以下に記します。

- ① 淀川水系流域委員会が淀川水系河川整備計画策定の中間答申で「ダムは原則として採用しない」としている。
- ② 国土交通省も、「この水系の直轄ダムで未だ本体工事にかかっていないものについては、この委員会の答申したいで見直す」と言明している。

「関西のダムと水道を考える会」は、このような状況が開けてきたので、「本体工事に未着手の丹生ダム、大戸川ダム、川上ダム、余野川ダムの中止を勝ち取る絶好のチャンス」と、燃えています。

3 全国集会・総会について

今年の水源連総会、全国集会を以下の要領で開催します。皆さまのご参加を期待しています。

日時 10月26日（土） **現地見学会と全国集会**

集合場所 下記のいずれか

12:20 越後湯沢駅 西口

12:30 越後湯沢インター（車でこられる方）

見学会

12:30～ 中里村清津峡へ 車中（旅館のバス）にて昼食。

13:30～14:30 清津峡見学 トンネルに入り、柱状節理を見る

15:00～ 宮中ダム

16:00 宿泊先（中里村の林屋旅館と泉屋旅館）到着

17:00～17:40 夕食（ノンアルコール）

全国集会

18:00～21:30 中里村総合センター

(JR飯山線越後田沢駅下車徒歩7分)

22:00~

林屋旅館にて懇親会

10月27日(日) **水源開発問題全国連絡会総会**

場所 中里村総合センター

日程 8:30~13:00

(総会終了後、越後湯沢駅行きのバスを用意しています。)

全国集会内容

中止ダムからの報告

紀伊丹生川ダム、清津川ダム、渡良瀬第2貯水池、下諏訪ダム

清津川ダムの今後の課題

- ・河川整備計画策定に向けて
- ・ダム計画中止後の生活再建支援に向けて
- ・発電取水による河川の減水

東京電力による全量取水(清津川→魚野川) 湯沢町と中里村の川の状況

JR 東日本による発電取水(信濃川 宮中ダム)

小千谷までの導水トンネルにより、十日町市内の信濃川は水が少なく、歩いて渡れる

第9回 水源連総会内容

事務局からの報告

この一年間の活動報告、会計報告

全国からの報告

今後に向けた全体討論

3+2(長野県の2ダム)のダム計画で中止を勝ち取れた理由

「ダム計画中止」をどのようにして勝ち取ったのか、また、中止に至った真の理由は何处にあるのか、これらを報告してもらうことにより、全国の今後の運動に活かす。

土地収用法適用三ダムへの対応

川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダム、いずれもすべて、現在ではその必要性がまったくないダムである。水源連の総力をあげて中止に追い込むための戦略を出し合う。

「市民立法・公共事業三法案」とその活用

この冊子を基本として立法化の実現をはかるための戦術を出し合う。

住民側からの「ダム総点検」に向けて

まだまだたくさんのダム計画がある。また、受益者が未定のダム事業が進行している。その費用負担はどのような形で行われているのか。不要な事業の費用負担は違法性が高い。事務局が収集したデータをもとに、住民側からの「ダム総点検」の第一歩を。

河川整備基本方針と河川整備計画策定への対応

ダム中止後の河川整備計画策定、ダム計画を審議の課題に含めた河川整備計画策定、ダム計画に関係がない河川整備計画策定。これからの河川整備計画策定の実態と問題点の抽出、そして私たちの対応の仕方を考える。

既設ダム弊害への対応（黒部川水系、天竜川水系、相模川水系など）

一番大きな問題は堆砂とその処理。すでに問題となっているダムからの報告を受け、それへの対応策を探る。

公共事業チェック地方議員の会設立に向けて

各地方自治体はその部局ごとに事業再評価委員会的な機関を設置し、事業の見直しを行っている。しかしそれはあまりに不透明で、現存している計画の追認に過ぎない。地方議会において取り上げられているとの情報も聞かない。

このような事態を克服しなければ、地域から公共事業をただすことは難しい。「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」の活動を参考として報告し、地方議会にも公共事業チェック議員の会を発足させるための論議を行う。

世界ダム委員会（WCD）市民ガイド日本語版について

一昨年にWCDが発行した報告書には、ダム事業計画についてのチェック事項が討議され、合意に至った勧告が記載されている。東アジア・東南アジアでダム開発問題に取り組む連絡会（RWE SA）へは、水源連事務局からも複数のメンバーが出席した。この合意事項について日本からの出席者を中心に日本語版を作成した。

日本国内では新規のダム計画は事実上困難となってきている現状では、海外援助と称して開発途上国に新規ダム建設にこれまで以上に力を入れるであろうことは、公害輸出をしてきた日本の常套手段。ダム公害輸出を止めさせる、という視点を意識し、国際連帯を図る上で、この日本語版の活用方法を考える。

その他

オプション

清津川ダムの水没予定地であった三俣地区、清津渓谷のトレッキング

25日（金）夜、三俣に宿泊。26日8：00に三俣の宿泊地を出発し、12時ごろには越後湯沢駅に着きます。昼食は予約を受けて弁当を用意します。

絶好のトレッキングコースです。途中にはおいしい湧き水もあります。高低差200m以内で、高齢者、小学生も可能です。底の厚いウォーキングシューズをはいてきてください。

25日は越後湯沢駅にまで迎えの車を出してもらいます。参加希望の方は、申し込み時に越後湯沢駅に到着する予定時刻を告げてください。宿泊は松島屋（民宿）で、民宿費は2食付で7,000円です。（一泊+朝食の場合は5,000円）他に費用は要りません。

現地見学会、全国集会、総会などの費用

宿泊費は1泊2食付で8,000円。

現地見学は清津峡トンネル入場料とバス代込みで1000円

全国集会参加費は500円（資料代）

懇親会参加費は2000円（飲み物と簡単なオードブルです。今回に限りお酒持ち込み可！）

水源連総会参加費は500円

申し込み方法など

同封の用紙に必要事項を御記入の上、10月10日までにFAXまたは郵送、もしくはEメールで、下記宛にお送りください。

〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町6-2-28 遠藤保男

FAX 045-561-8186 E:メール yakkun@mvd.biglobe.ne.jp

または、

〒181-0016 東京都三鷹市深大寺 2-27-13 佐藤 守

FAX 0422-32-9811 E:メール moru@parkcity.ne.jp

なお、オプションについては、下記宛に10月10日までにお申し込みください。

藤ノ木信子

電話 0257-63-3761 FAX 0257-63-4186

当日の緊急連絡先

現地見学会、全国集会、総会に関しては、090-8682-8610（遠藤保男）、

もしくは 090-1854-6763（佐藤 守）です。

オプションに関しては、090-2563-1919（佐藤守正）です。

総会に向けて皆様へのお願い

総会資料に各地の活動報告をお送り下さい。

毎年の総会は時間的な制約もあり、発言だけでは各地の活動を十分に交流することが難しいのが実情です。各地の活動報告を総会資料として掲載するための原稿をお送り下さい。

様式 B5版（用紙縦、横書き）

ページ数 新聞資料等も含め B5で4ページ（またはB4で2ページ）程度

締め切り 10月10日

送り先 郵送の場合（新聞記事も含む）

〒181-0016 東京都三鷹市深大寺 2-27-13 佐藤 守

E:メール moru@parkcity.ne.jp（テキスト、または WORD形式の添付で）

会費の納入について

事務局ではこの1年各地の運動の情報収集や川辺川討論集会への取り組みなど様々な活動を行ってきましたが、その基礎になるのは会員の皆さんのがんばりです。残念ながら諸事情から会費を納入いただいているない団体、個人の方が多く見られます。是非総会までに会費の納入を行われるようお願いいたします。

振込先 郵便振替 00171-4-766559 「水源開発問題全国連絡会」

清津川ダム計画が 中止されました！！

全国の皆様のご支援に御礼申し上げます。

徳山ダム、苦田ダム、川辺川ダム、細川内ダム、新月ダム、紀伊丹生川ダム、その他多くのダム計画に抵抗された先輩諸氏の力が咲かせた花の一つが清津川でした。

又2000年秋、ダム関係の資料を中里村行政、議会に届けてくださった鬼石町の関口町長にも御礼申し上げなければなりません。

2001年、夏には中里村議会は挙げて鬼石町を訪問され、町長の熱烈なダム批判のお話を聞き下久保ダムをご案内いただきました。隣の群馬県中里村でも村長さんと懇談、上野村の揚水ダム工事現場まで御案内頂いたのも今は懐かしい思い出となりました。

2001年7月1日新潟市で開催しました「清津川ダムって何？」の講師をお引き受けいただきお忙しい中貴重な資料を作成して頂きました先生方（大熊孝、岡本雅美、嶋津暉之、吉田正人諸先生）、それまでの沢山の記録と共に多くの時間と労力を費やして編集してさった高見優さん、多くのNGO団体に呼びかけてシンポを成功させてくださいましたイヌワシネットワーク、溪流再生フォーラム、自然観察指導員の会、奥只見のイヌワシと自然を守る会、他多くの地元の方々……。当日発表予定の整備局河川調査官は黒部の連携排砂で出張、急遽斎藤課長が代理出席ではありました。県の野崎河川管理課長、山本中里村長も意見発表される等、反対運動のNGO主催のシンポジュウムとしては異色のものでした。

新潟水俣病裁判以来、行政関係者との長い付き合いのあった高見優さんの尽力で実現したものですが、対決型ではなく情報交換、対話型の住民運動の記念すべきシンポジュームであったと思います。

このシンポには専門委員会座長の西沢新大教授も聴衆の一人として参加されました。資料集は他の専門委員、評価監視委員会のメンバーにも送りましたが、委員会での一方的な整備局側の（とても公正とは思えない）資料を補完するものとして大変有効であったと思います。特に嶋津先生の資料は学術的な点で整備局側資料のデータラメさを際立たせ、どちらが信頼にたる理論か一目瞭然で委員諸氏の判断に大いに貢献したものと考えております。

このシンポの前日、嶋津、岡本先生他水源連の方々を現地及び宮中ダム（JR）、大河津分水を視察願ったのですが、昼食時立ち寄った清津峡温泉清津館で、中里村議諸氏と共に現れたのがその後水源連メンバーとなり「ふるさとの清津

川を守る会」立ち上げて大活躍をされた藤ノ木信子さんでした。この昼食の場を設定し斡旋して下さったのがその数カ月後亡くなられた湯之谷の駒の湯山荘主人櫻井恭一さんでした。

天国でダム中止を喜んでくださっていると思います。ご冥福を祈ります。

2000年秋から入会して下さった湯沢町議の佐藤守正さんの水没予定地でのダム反対署名を集めなど慎重かつ積極的な運動や又理路整然たる議会質問で湯沢町長のダム受け入れ表明にブレーキを掛け続け、その議事録を湯沢町全戸に配布される等の活躍がありました。

今回の専門委員のメンバーは事業推進を期待して局側が選定した方々であるにも拘らず私達の要求に応えて2回目から公開とし質疑応答は出来なかつたものの当日アンケートやホームページでの意見募集、住民ヒヤリングをする等これまでの各種審議会では考えられない様な進歩的なものでした。大熊先生が奮闘してくださったものの、肝心の答申決定の議論は開催日さえも知らされず非公開で行われました。

最終回の発表までは疑心暗鬼、中止と聞いて大熊先生の明るさに納得した次第でした。長野県の検討委員会と違い直接利害関係のある議員や市町村長などが入っていなかったこと。又、大量に届けた私達の資料も参考に公正で良心的な判断が下されたものと思います。その様な専門委員会に判断を委ねられた評価委員会と行政側にも感謝しています。

ともあれ複雑に絡み合った全国からのダム反対の包囲網が勝ち取った成果でした。

水没予定地の方々への責任上また全国の不必要なダムを中止させるためにも、中止後の補償を法制化すべくNGOのみならず政治家、マスコミの方々の協力も得て実現に努力していくのが当面の課題です。

秋の全国集会までに何らかの展開も期待したいと思います。

紅葉も美しくお酒も食べ物も美味しい越後へのご参集をお待ちしております。
全国の皆様に心からの感謝を申し上げます。有難うございました。

清津川ダムを考える会 代表 三橋允子

「清津川ダム実施調査の中止答申について」 政・官・業に学ば味方しなかった！

この度、国のシステムの中で行われている審議会（専門委員会）段階で中止答申を得られたことは、これまで各地で闘われてきたダム反対運動の経緯からはとても予想できず、意味深いことでした。一年前、非公開で始まった清津川ダム専門委員会は、「行政の隠れ蓑」とも言えるもので、国交省が選出した8人の有識者で構成され、北陸地方整備局の作成した資料をもとに審議を進めるものでした。

炎天下の会場門前で揉みくちゃになって委員や整備局に請願書を手渡した日から1年間、計13回にわたっての委員会は、県政・県民の注視するところとなりました。

「とんでもないよ非公開！」の横断幕でNGOと直下流村民の実力行動により原則公開にされ、第2回より私たちは傍聴のみを許されました。治水・利水・環境についてほとんどの時間を整備局の資料説明に費やし、委員同士の討論ではなく、委員と整備局の問答で進められる審議を熱心な住民が毎回傍聴席を埋めて見つめました。後に委員から「公開と非公開では大違い、発言に慎重にならざるを得なかった」と聞き、いかに住民監視の目が重要なかが解りました。

整備局から一方的に提供される資料は、ダム建設に有利に偏ったもので、その計算根拠やシュミレーションの意味も明らかではありませんでした。また、他の地方整備局の資料と比べても、数量データが少なく、イメージ図などあいまいなものです。流域住民が声を出せないシステムの中で、淡々と進められる審議に「公とは何か」を考えずにはいられませんでした。

そんな委員会に要望書を出し、意見を投げかけ、署名簿を提出し、働きかけを続け、ようやく住民の意見聴取が一般ヒアリングで実現しました。たった10分の発表でしたが審議の場に入れたことは大きな意味があります。本当ならこのテーブルを囲むのは流域住民であるはずで、すべての情報を公開し国と住民は一緒に事業を考え、「環境アセス」ではなく「計画アセス」として住民意見が生きるべきなのです。専門委員会では、代替案、見直しダム案も提示されましたが、素人の私たちにさえ疑問を抱かせるものでした。充分な委員同士の討論もされないまま棚上げにされた問題もあり、果たしてこの様な委員会で委員個人の人間としての公正な判断ができるのか、住民の人権が尊重されるのかと答申の内容に心配した毎日でした。国民のために行われる筈の公共事業はいつのまにかその手を離れ「國のすること」になってしまい、その審議に私たちは関われないのであります。この様な中、中止の答申を選択された専門委員会の英断に敬意を表し、私たちの「清流を子供たちに受け継ぎたい。」という純粋な思いが多くの方の気持ちを動かしたものと自負しています。

田中知事の「脱ダム宣言」や税金の無駄遣いに対する国民の厳しい目が、公共事業王国新潟でも巨大ダムを疑問視する世論となり、答申に大きく影響したことは言うまでもありません。国民意識の中で今やダムは「有用な公共の施策」ではなく「利権と保身の道具」となりました。蜂の巣城の闘いからここまで、どれだけ多くの人がダムの欺瞞と公共事業の間違いを発信し抵抗を続けてきたのでしょうか？その努力はここに結実し、強引にダム推進を言えない世論をつくって下さったことを感謝しております。今だ解決を見ない各地のダム反対運動にも清津川の余波が及ぶことを願ってやみません。

最後に今回の答申を真摯に受け止め、素直に方向転換をされた北陸地方整備局の姿勢を大きく評価し、今後の新河川計画・方針を作っていく対等なパートナーとして歓迎いたします。1年前、整備局がつくった専門委員会の新聞広告コピー「一緒に考えましょう、信濃川のこと」は、そのままここからスタートするもの信じています。

「ふるさとの清津川を守る会」事務局 藤ノ木信子

清津川ダム専門委員会の答申

清當清津川ダム専門委員会は、昨年7月12日に第一回委員会を開催以来、本年7月5日まで12回の委員会及び現地調査を行い、清津川ダム案施計画調査に関して、信濃川水系の治水、利水、環境の各面から検討を行うとともに、代替案を含めたダム計画案について検討を行ってきた。検討にあたっては、当委員会内の討議に留まらず、委員以外の農政、気象、植生の専門家の意見を伺い、また、地域の一般の方から直接委員会の場で意見を伺うなどして、多くの方々から寄せられたすべての意見を参考とした。以上のような慎重審議の結果、当委員会は下記の結論に達した。

現在進められている清津川ダムの実施計画調査は中止することが適當である。しかしながら、信濃川流域において洪水から地域を守るために治水の重要性は何ら変わるものではない。このため、災害発生状況や今後の水需要の変化、地球温暖化の進行による異常気象の発生等をふまえ、信濃川の治水計画の中で治水安全度を向上させるために重要な役割を担う泊津川ダム等のダム新設や大河津分水路改修、河道改修等各種の河川整備について、それらの組み合わせのあり方や整備の優先順位を改めて検討し、河川藝術計画を策定することが急務である。清津川ダムの実施計画調査を中止するにあたっての緊急かつ必要最低限の対応として次の措置が必要である。

- 1、新潟県や市町村等の水需要者とともに、暫定豊水水利権に依っている水需要や地域の発展に必要とされている水需裏等、必要な水資源確保の方策を早急に検討すること。
- 2、自然環境調査、水質調査寄の基礎的な環境調査を実施し、その結果をこれまでの成果とあわせてとりまとめ、公表すること。

以下にこの結論に至った基本認識を述べる。

I、治水面

信濃川においては、日本海側最大の都市である新潟市を抱える信濃川流域への人口・資産の集中、明治29年の横田切れ洪水及び昭和56、57、58年等の過去の洪水実績、全国的な治水安全度のバランス等からみて、150年に1度程度起こり得る規模の洪水を対象とした治水計画に基づき河川整備を実施し、地域の治水安全度を向上させることは必要かつ重要と考える、また現在の信濃川周辺の土地利用、過去の洪水実績、地形条件から判断して大規模な引堤あるいは計画高水位を上げるといった治水の代替案は現実的ではない。清津川ダムは信濃川の洪水を調節する施設の一つとして、信濃川の治水計画の中で治水安全度を向上させるために重要な役割を担う施設と考えられるが、大河津分水路改修、河道改修等のその他必要な河川整備を考えると、それらの組み合わせや整備の優先順位については明確になっているとは言い難く、河川葦備付画の策定が急務である。

II、利水面

既に小千谷市等は暫定豊水水利権により取水し水雷裏を賄っており、信濃川流域において、新たな水資源の確保が必要であることは疑いなく、清津川ダムは信濃川流域の水資源確保の面から重要な役割を担う施設であると考えられるが、清津川ダム実施計画調査開始以降の生活・工案・農業用水の新穀の水需要は減少傾向にあり、またその将来見通しが不透明であるなか・現時点で直ちに大規模な水資源開発を行う緊急性は薄いと考えられる。

III、環境面

清津川流域の自然環境については、地元の理解を得て本格的な現地調査が開始されたばかりであり当委員会として判断できる段階ではない。



清津川ダムの事実上の建設中止を答申した同ダム専門委員会最終会合=5日、新潟市

清津川ダム

北陸 整備局 年度内に正式決定

専門委員会、建設中止を答申



新潟日報社

〒951-8620 新潟市西区延3番地258-24
郵便番号：00620-2-538

主な電話 (025)378局
番号案内 9111 デラックス 9316
報道部 9411 調査部 9382
スポーツ 9418 広告部 9335
学芸部 9428 事業部 9266
讀者申し込み フリーダイヤル
0120-0840-20

(平59)-1189 (本社 新潟市若葉772-2)

©新潟日報社 2002年

主要記事

27

豊浦町が減反未達成に「罰則」

- ② 内閣改造、首相と自民で疑惑交錯
- ③ 司法改革「判決は2年以内」と首相
- ④ 中堅ゼネコン大日本工事が破たん
- ⑤ 中条P.C.B.処理施設に住民が反対

責任感じじる

一方、水没予定地の同

計画の立場で治水、利

水の面から必要性を訴

る影響は否定した。

平山征夫知事の話

町三保地区住民への補償

については、「住民の救

濟は国が考えるべきこ

調査中止を適当とした理

由について、利水面では

定してない」としながら

いる。

調査中止を適当とした理

由について、利水面では

定してない」としながら

いる。

調査中止を適当とした理

由について、利水面では

定してない」としながら

いる。

内に正式決定する。

需要が減少し、大規模

らも、「ダムや河川改修

が明確になっていない」

が明確にならない」とした。

長野県側の上流

と指摘。「その中で清津

の「脱ダム」の動きによ

答申を受けた国土交通省北陸地方整備局は横塚一郎志局長は「答申は重い」と答申の中止方針を尊重する」と答えた。同整備局は調査中止方針を認めた。

国土が南魚沼駅で計画している清津川ダムの建設の是非を検討してきた同ダム専門委員会(委員長・西沢輝泰新教授)は五日、「清津川ダムの実施計画調査は中止する」と答申した。これを受け、國は実施計画調査の中止手続きに入ることになり、一九六六年の予備調査開始以来、三十六年目に亘りて巨大ダム建設の中止が決定的となった。

専門委の答申骨子

一、清津川ダムの実施計画調査は中止が適切であるとの意見は薄い。しかし、必要な水資源確保策を早急に検討することと、ダムを含めた治水策の組み合わせ、整備優先順位をあらためて検討する」と

一、信濃川の河川整備計画の策定が急務

結果を公表することと

県土木部長に島原氏

生え抜き登用、戦後初めて

島原利昭氏
県は五日、土山和夫土木部長(左)と岸正彦港利昭・同部部長(右)を、港湾空港局長在籍十五日付で国土交通省に復帰。克己・同副局長(左)を後任の土木部長に県プロバロ。それぞれ昇格させる人事本県の土木部長には二

九四五年以来、土山氏まで十九代にわたって旧内務省、旧建設省(現国土交通省)出身者が就任。故田中角栄元首相が全盛期の一九六〇年代後半から八〇年代前半は「田中直結ボスト」とあれど、元首相などのパイプを基にした公共事業の導入、推進役割を果たした。

今回のプロバロ抜擢は、元の土木部長に就任して直後、元内閣官房秘書課企画官西山が就任する。

元内閣官房秘書課企画官西山が就任する。

には、地方分権や「脱ダム」の流れの中で表れている地域密着の土木行政へのニーズの高まりが背景にあるとあられる。

後任の港湾局長には中間企画課企画官鶴見義陽一、港湾空港局副局長には森川雅行、同省大臣官房秘書課企画官西山が就

域の治水安全度を高めることが目的だった。田中

一方、環境面への影響について、答申では「判決を優先させることには

さむことにとどまつた。ダム建設が立たれていた中、清津川の建設だけを優先させることには

すも今後何などに委ねら

れる形となつた。

ダム建設中止は決定的であるが、国土交通省の内部には「中止といふより休止」(幹部)との受け止めもある。費用対効率の面からも西沢委員長は「財政難や脱ダムの流れ」の影響は否定したが、そういった指摘もある。だが、将来的に事業継続の意味を残せば、水没地周辺の治水対策とかんがい用水、上水・工業用水は、(県として)一定の責任を感じておべきと思う。(今後の対応について)関係市町村と相談していく。

今後の河川整備計画の自由度、柔軟性が失われるでしょう。また、国や地方の財政難を背景とした大型公共事業見直しの機運や、長野県側の開発を行なう緊急性を薄めてしまった。

長野県側の上流と指摘。「その中で清津の『脱ダム』の動きによ

る影響は否定した。

今後は住民にとって相当な負担だ」とも指摘した。挙げる公共事業の中での「犠牲」をどう償うかも問わっていく。

脱ダムの流れ

答申を後押し

員の一人は「長い年月の経過は住民にとって相当な負担だ」とも指摘した。挙げる公共事業の中での「犠牲」をどう

答申を後押し

員の一人は「長い年月の経過は住民にとって相当な負担だ」とも指摘した。挙げる公共事業の中での「犠牲」をどう

「時代先行く英断」

清津川ダム中止



清津川ダム専門委員会の傍聴席で「中止答申」を聞く中里村関係者ら=5日、新潟市の万代シルバーホテル

三保・中里

喜びにわく反対住民 対策協「残念だがやむを得ぬ」

「ほっとした」「やむを得ない」。5日、新潟市で開かれた清津川ダム専門委員会で巨大公共事業に打ち込まれた

「中止」という大きなくさびは、三十六年間振り回され続けた水没予定地、南魚湯沢町三保の住民に衝撃となつて伝わった。会場に駆け付けた直下流で反対の声を上げた中魚中里村の住民たちからは、拍手がわいた。

「今後対応したい」とコメントを発表した。

「これ以上の喜びはない。答申を最大限尊重する」と言った国を信じた。昨年3月、村議会がダム反対決議を全会一致で可決した中里村の山本茂穂村長は、答申会場で傍聴した後、顔を紅潮させた。「今後はダムに頼らない治水方法を考えなくてはいけない」と決意を新たにした。

今年1月、二十二世帯、も、生活再建案は進めなければならない」と強調。

五十三人のダム建設反対署名を専門委に提出した

初代会長茂木義雄さん(六

歳)は「協力の道を探った

が徒労に終わった。残念

だが、やむを得ない。頭

の上にダム問題を抱える

ことがなくなり、よかつ

た」と三十六年間の重み

津川を守る会」事務局、同村の「ふるさとの清

断」と高く評価。専門委に問題提起をしてきた

三保地区の発起人の一人関マツさん(七〇)は「署名提出をしたかいがあり、大変うれしい。したいこともできなかつた三十六

年間の補償をしてもらいたい」とほっとした表情。

南雲迪子さん(五〇)は、答申がダム復活に含みを残している点について「中

里村の人たちと相談し、反対を守り続ける」と決意を語った。

一方、国県町と協議を続けてきた住民組織「清津川ダム対策協議会」の樋口健会長(四八)は「これまでの話はもう出さないでほしい。中止になつてほしい。

一方、国県町と協議を続けてきた住民組織「清津川ダム対策協議会」の樋口健会長(四八)は「これまでの話はもう出さないでほしい。中止になつてほしい。

う結果が出た。財政難の中、必要性の薄いダム計画を强行する時代ではない」と喜びを語った。

清津川ダム計画は白紙に



答申を述べる西澤委員長(上)と会場に向う山本中里村長(下、右端)

再浮上の道残るも事実上の中止か

湯沢町三俣地区で計画している清津川ダム建設事業について検討してきた同ダム専門委員会(委員長・西澤泰新大越高等学校教諭)は五日、国交省北陸地方整備局に対し「清津川ダム実施計画調査は中止することを認めた」を答申した。これにより三十一年もの間、好んで押しつけられた同ダム計画は白紙に戻ることが決定的となった。しかし、その一方で同委員会は治水の重要性を指摘し、同川水系の治水計画を検討する中で清津川ダムも「選択肢の一つ」と将来に含めさせた。「これはダム建設の是非判断は先送りされ、必ず事業の優先度などを明確にした『水資源計画策定が急務』と人口論で判断した形だ。同委員会を傍聴した山本茂樹中里村長は『ダム計画は大きく懸念した』と苦言を述べながら、建設反対運動を展開してきた住民グループは「中止の中止」と声援を上げていた。

専門委、実調中止を答申 まず河川治水計画策定が急務と

古町新聞

発行所 十日町新聞社
〒969-10 日野市北新田3-3
TEL 0257-52-3118㈹
FAX 0257-57-2216
郵便番号 969-1011
販売月額 10,112円
監修会員 00640-8-3317



さとのフレイン
十日町市上条597-1
TEL 52-6800㈹

清津川ダム事業をめぐる経緯

| | |
|----------|---|
| 昭和41年 | 予備調査開始 |
| 昭和47年12月 | 水没予定地住民が「清津川ダム対策協議会」発足 |
| 昭和59年4月 | ダム実施計画調査に着手 |
| 平成8年11月 | 国県が対策協に「生活再建計画案」と「地域整備計画案」を提示 |
| 平成9年10月 | 対策協が、「実施計画調査受入」を回答 |
| 平成10年12月 | 清津川ダム建設事業について事業評価監視委員会で再評価 |
| 平成12年8月 | 与党3党の公共事業抜本見直し合意で、見直し対象に上げられる |
| 平成12年11月 | 北陸地方建設局の事業評価監視委員会が「実施計画調査継続は妥当」としながらも、専門委での検討を求める |
| 平成13年3月 | 中里村講会が全会一致でダム反対決議を可決 |
| 平成13年7月 | ダム事業を再検討する清津川ダム専門委員会が発足 |
| 平成14年1月 | 水没予定地や直下流住民らが専門委にダム建設反対署名等を提出 |
| 平成14年6月 | 山本中里村長らがダム中止を国交省に直訴 |
| 平成14年7月 | 専門委員会が実施計画調査の中止を答申 |

大昔段階八年(公営が
治水 利水 地盤などの
運営も含めてきた)湯沢
は、ダム事業として
は、ダム建設の是非には、専門委員会が「生活再建計画案」と「地域整備計画案」を提示。対策協が、「実施計画調査受入」を回答。北陸地方建設局の事業評価監視委員会で再評価。与党3党の公共事業抜本見直し合意で、見直し対象に上げられる。北陸地方建設局の事業評価監視委員会が「実施計画調査継続は妥当」としながらも、専門委での検討を求める。中里村講会が全会一致でダム反対決議を可決。ダム事業を再検討する清津川ダム専門委員会が発足。山本中里村長らがダム中止を国交省に直訴。専門委員会が実施計画調査の中止を答申。

昭和41年 予備調査開始

昭和47年12月 水没予定地住民が「清津川ダム対策協議会」発足

昭和59年4月 ダム実施計画調査に着手

平成8年11月 国県が対策協に「生活再建計画案」と「地域整備計画案」を提示

平成9年10月 対策協が、「実施計画調査受入」を回答

平成10年12月 清津川ダム建設事業について事業評価監視委員会で再評価

平成12年8月 与党3党の公共事業抜本見直し合意で、見直し対象に上げられる

平成12年11月 北陸地方建設局の事業評価監視委員会が「実施計画調査継続は妥当」としながらも、専門委での検討を求める

平成13年3月 中里村講会が全会一致でダム反対決議を可決

平成13年7月 ダム事業を再検討する清津川ダム専門委員会が発足

平成14年1月 水没予定地や直下流住民らが専門委にダム建設反対署名等を提出

平成14年6月 山本中里村長らがダム中止を国交省に直訴

平成14年7月 専門委員会が実施計画調査の中止を答申

は、ダム建設の是非には、専門委員会が「生活再建計画案」と「地域整備計画案」を提示。対策協が、「実施計画調査受入」を回答。北陸地方建設局の事業評価監視委員会で再評価。与党3党の公共事業抜本見直し合意で、見直し対象に上げられる。北陸地方建設局の事業評価監視委員会が「実施計画調査継続は妥当」としながらも、専門委での検討を求める。中里村講会が全会一致でダム反対決議を可決。ダム事業を再検討する清津川ダム専門委員会が発足。山本中里村長らがダム中止を国交省に直訴。専門委員会が実施計画調査の中止を答申。

は、ダム建設の是非には、専門委員会が「生活再建計画案」と「地域整備計画案」を提示。対策協が、「実施計画調査受入」を回答。北陸地方建設局の事業評価監視委員会で再評価。与党3党の公共事業抜本見直し合意で、見直し対象に上げられる。北陸地方建設局の事業評価監視委員会が「実施計画調査継続は妥当」としながらも、専門委での検討を求める。中里村講会が全会一致でダム反対決議を可決。ダム事業を再検討する清津川ダム専門委員会が発足。山本中里村長らがダム中止を国交省に直訴。専門委員会が実施計画調査の中止を答申。

は、ダム建設の是非には、専門委員会が「生活再建計画案」と「地域整備計画案」を提示。対策協が、「実施計画調査受入」を回答。北陸地方建設局の事業評価監視委員会で再評価。与党3党の公共事業抜本見直し合意で、見直し対象に上げられる。北陸地方建設局の事業評価監視委員会が「実施計画調査継続は妥当」としながらも、専門委での検討を求める。中里村講会が全会一致でダム反対決議を可決。ダム事業を再検討する清津川ダム専門委員会が発足。山本中里村長らがダム中止を国交省に直訴。専門委員会が実施計画調査の中止を答申。

は、ダム建設の是非には、専門委員会が「生活再建計画案」と「地域整備計画案」を提示。対策協が、「実施計画調査受入」を回答。北陸地方建設局の事業評価監視委員会で再評価。与党3党の公共事業抜本見直し合意で、見直し対象に上げられる。北陸地方建設局の事業評価監視委員会が「実施計画調査継続は妥当」としながらも、専門委での検討を求める。中里村講会が全会一致でダム反対決議を可決。ダム事業を再検討する清津川ダム専門委員会が発足。山本中里村長らがダム中止を国交省に直訴。専門委員会が実施計画調査の中止を答申。

「富貴山の行方」 消えた公共事業

隼の新改築に三百万円には、ダム建設予定地うねつた。内バリアフリー化に八や国会議員、国土交通省片山知事は、1000百人以上が暮らす。二十七だ。住民でつくらダム十円、新築時の利子補から現金が相次ぐ。年十月の西部地震の際に年にわたり公共投資が対策協議会の会員を務め、年間に中止を決めた時中へを現の生殺じのうな目を浴びた。今回の中部地区では、田代は小さく形をまざら。古い家、西地区では今、公民館に対し、金額で初めて行った個人向け支援がこれられた。新築時には最高四百四十万円の補助を受けられる。さらに、地域整備の地元負担金免除や地元への交付金一億円など地域振興費は合わせて四億円に上る。

「富貴山の行方」 消えた公共事業

一世帯当たり一千七十七住戸の購入をめぐって一百万円。鳥取県中部ダム上りの一年三月、振興計の不公平感だった。その後の1000年十一月、住民と合意に至る。水没予定地、三河町下谷だ。

・福井両地区的住民は常に反対してもムダだと思つて賃貸に回つたのに、金度は中止。本当に腰が立つた。ダム公対策協議会副会長を務めた山口義典さん(66)は、涙腺を刺激する。

制度を利用

鳥取中部ダム(下)

算定する基準がなかったため、金額はダムの手配成など西側のない大阪府ではおむね好条件に変更され、振興計はこれまでの二十七年の生活を一外から「そつままで補助」には納得できぬ住民もあつた。「住民が本當に必要があるのか」との判断は難しく」(山田修)。生百万円として申請に付る必要があるのか」との判断は難しく。

しかし県は「振興計は中止後の補助ルールが

はじまないと難色を示すために生まれ迷惑を受けたとつたら

【鳥取県中部ダム】県中央部の鳥取市(人口約五万人)などの水道水確保供給水調節のため、同市を流れる天神川の支流・加茂川に計画。総貯水容量は620万m³。1973年に予備認定され、1983年に実施計画認定を開始したが、県公共事業費中止を申請した。

県公共事業費評議委員 山田学氏は「今まで資金のメンバーの一員、山公共事業の中止後、予定田修平・農政短期大学地の公共投資の後れを最悪なときは、中部ダムの中止に反対するという考え方を述べた際、水没予かかった。中部ダムではよ定期的の生活環境整備に配慮してほしい」と、県議するが如き例の注文を取り組み高く評価する。



振興金に18億円投入

「迷惑料」で住宅工事補助

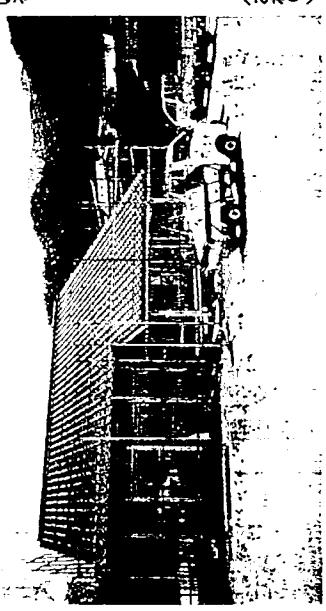
鳥取中部ダム(上)

個人資産への賃金の執行改訂に対する対応ははじまんど、強引リーダーシップによる通達を用いて車がすれ違うのがやつた。地盤改良のつち音が響くといふ。ダムの建設費二百をもめて支援をさせていたが、建設費三十億円の約七割に匹敵だ。片山は、福井両地区は県中央部から中止する。三河町下六十以上、「もそろはのは難しげが、せめて若以内に着手。手厚い支援地域振興計画の認印式」一番約十日に四十点、約出でていた。ダムの建設を見限る。

【鳥取県中部ダムの中止後の様子】片山市は公共事業費評議委員会の答申を受け、2000年4月、ダム中止を認めた。8月にはダム予定地振興計画を策定するために、知事会長、三河町長を副会長とする協議会設立。予定地振興計画を新設した。01年3月には地元に42事業、168億円規模の振興計画案を説明、6月に公表した。

振興料を止めない。街公共事業の不倒神話がでこないと思つる何崩れ去つた今、重荷を背負つて生活してきた住民四十戸の半数以上が補助責任を明確にならなかった。若狭地域の損失などを

鳥取県中部ダムの建設予定地、三河町下谷地区で建設が行われず、大型の機械を導入するよりもできなかつた



税金授入に不公平

支援ルール作り課題残す

鳥取中部ダム(下)

制度を利用

して、台所振興策のあり方にに対し、障が浮上してきた。や風呂でも「農業の後継者あるたたた」「計画主義からの中で、今どうほ導線開拓の置かれた環境にもの、田舎町から中止後は、振興計画には、仙台地区け入れられているが、中してどうなるのか。感謝どもまでの相談が必要か」。山田修は「振興計は中止後の補助ルールが田舎でや、平、鳥取県公共事業費評議委員会委員)など、ルール作りには頭廻る多

ダムに反対するNPO、事務局の渡辺誠さん曰く、「水道開発問題全国連絡会は『住民の声を聞きながら振興策を作つた』が、中部ダムのケースを参考に「ダム計画中止後の問題で見る。この点だけでは生活再建支援法案』を作ら早急にルール化されるべきが」。各政党に立法化を勧められたとき、「これができた」と語っている。(おわり)

鳥取県中部ダムの建設予定地、三河町下谷地区で建設中の公民館。ダム中止に生じた振興費によって撤収されることになった

渡良瀬遊水池 第2貯水池計画中止決定

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会
代表世話人 高松健比古

2002年8月6日、栃木県小山市で開催された「渡良瀬遊水池総合開発（鑑期）事業審議委員会」（以下、遊水池審議委員会）の第7回委員会は、治水と利水を目的とした第2貯水池計画の中止を求める最終答申を、国土交通省に提出しました。

1995年に、建設省の「ダム事業の評価システムの試行」で設置されて以来、全国の他のダム審が次々終了するのをよそに、96年末に事業の一時中断を中間答申後休眠状態に入り、6年近い時を経て、この度ようやく最終答申を出したのです。

その結論は以下の通り。

『渡良瀬遊水池総合開発（鑑期）事業について、治水の必要性は高いものの、現段階において利水予定者から事業参画の意思表示がないことから、特定多目的ダム事業としての同事業を「中止」し、治水について、別途検討することが妥当である判断する。』

これを受けて国土交通省も8月28日、第2貯水池計画を中止することを正式に決定しました。

国は中止の理由を、第2貯水池の水の需要がなかった、ということで済ませていますが、実際には水質や環境・生態系など私たちが厳しく指摘していた問題の解決ができず、計画を中止せざるを得な

くなった、というのが真実でしょう。

私たち「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」では、90年9月の結成以来、一貫してこの第2貯水池計画の反対運動を展開してきました。

この運動に私たちが立ち上がらなければ、第2貯水池は90年代前半で作られていたことは確実で、それが12年という長い年月かかったとはいえ、ここに完全な勝利を得ることができたのは、本当にうれしいことです。

これまでずっとお世話になった水源開発問題全国連絡会、そして共にダム問題と取り組み、厳しい状況の中で闘ってきた全国の皆さんに、心から御礼を申し上げます。

足尾鉱毒事件をきっかけとして作られた渡良瀬遊水池の歴史は、この第2貯水池計画も含め、連綿と続く大規模土木事業の歴史もありました。

土地買収もなければ家屋の移転も強制収容も不要ない100%国有地で、建設省が自らやろうと思った事業は好き勝手にできる。そういう所での巨大官庁との闘いは、容易ではありませんでした。

特に住民協議会が誕生した90年当時は、渡良瀬第一貯水池（谷中湖）が完成し、「首都圏の水がめ」として運用が開始された時期で、第三セクターのゴルフ場造成と絡んで第2貯水池も、今にも工

事が着工されそうな雲行きでした。しかし私たち一貫して主張すべきことを主張し、地味ではあっても着実に運動を開いてきました。

ここに至るまで語り尽くせない出来事がありましたが、第2貯水池をめぐる運動のポイントを以下簡単にまとめてみます。

1. 建設省利根川上流工事事務所との交渉

私たちは運動を進める中で、担当工事事務所に交渉の場を要求し、その中で厳しく問題点を指摘し続けました。当初建設省側は私たちの存在も主張もはねつけていましたが、私たちの主張が事実に基づいていて客観的に正しいこともあって、次第に姿勢を変え、話し合いが定期的に行われるようになりました。

2. 自前のデータの蓄積と活用

建設省との交渉と平行して、専門家の協力を得て渡良瀬遊水池の動植物を調査し、また第一貯水池（谷中湖）の水質を自ら採水して検査。自前のデータを豊富に蓄積することに努めました。それらによって、第2貯水池の予定地は、チュウヒをはじめ越冬するワシタカ類の主要な生息地となっていること、貯水池建設は大きな生態系破壊になること、また谷中湖の水質はヨシ原浄化施設を稼働しても全く向上しないこと、等が明らかになりました。こうしたデータに基づく私たちの主張は、建設省も認めざるを得なくなり、結果として第2貯水池の着工を大きく押し戻すことになりました。

3. 輪を広げるための活動

結成当初からしばらくは大変厳しい状況にあり、私たちは活路を開くために署名運動を展開することにしました。水源連と加盟団体にもひとかたならぬお世話になり、最終的に4万5千名の署名を頂きました。また、さまざまな形でのシンポジウム開催やキャンペーン活動の展開、自然観察会の実施や広報活動も多面的に行いました。

4. ダム審への取り組み

ダム審設置は、水源連の統一見解通りダム反対運動つぶしとしか思えないものでした。特に渡良瀬では、前述のように建設省側と住民協議会とが定期的に話し合う一定の路線が確立されていたのに、それを全く無視し、私たちを排除する形で強引に作られたのです。私たちは強く抗議し、開始後は会議の傍聴を求め毎回会場に詰めかけました。抗議と要求をしながら、一方で私たちは、第2貯水池の是非を論ずる連続シンポジウムを住民協議会と建設省側との共催で開こう、と提案。結局これは実現しませんでしたが、ダム審が続いている中で、住民協議会主催のシンポジウムに利根上の所長をパネラーとして参加させることに成功しました。

5. 公聴会への積極的参加

ダム審主催の公聴会に住民協議会は積極的に意見を出そうと呼びかけ、結果として15人の公述人のうち7人を貯水池反対派で占めました。ダム審委員の前で、私たちは自然、水問題、生態系、歴史、地場産業、地元住民、下流住民などさまざまな立場から堂々と意見を述べ、全く同じことしか言わない推進派と際

だった対比を見せました。満員の聴衆にはどちらが正しいか明らかで、審議委員からも反対意見はもっともだ、という感想が聞かれたとのこと。この公聴会は一時中断への大きな流れを作りました。

6. 対案の提示

96年8月にダム審で事業の一時中断という線が突然示され、建設省もそれを認めた97年以降、住民協議会として、ただ第2貯水池反対を叫ぶだけでなく、積極的に対案を出そう、という方針で一致し、その結果、遊水池を「歴史と自然の丸ごと博物館」とする『エコミュージアム・プラン』づくりが始まりました。これは、渡良瀬遊水池の歴史の重さと、本州以南最大のヨシ原の自然環境と動植物の豊かさを、多くの人が実感し、学び、楽しむためのプランであり、また自然破壊のない着実な地域振興にもつながるものです。

私たちは99年に原案をまとめ、その後現在まで自ら修正を加えつつ、機会あるごとに発表しています。そして現段階では、もはや単なる「対案」ではなくなり、遊水池の未来像を考える具体的なプランとして公認されつつあるのです。

以上の動きを経て第2貯水池計画は一時中断に至り、以後6年が経過して今回の正式中止に達しました。国側は、治水上遊水池の掘削が必要だ、とも主張していましたが、最近は、超長期で考えればいいことだ、と事実上棚上げを示唆しています。

利根川上流工事事務所所長参加の私たちのシンポジウムは現在も続いており、

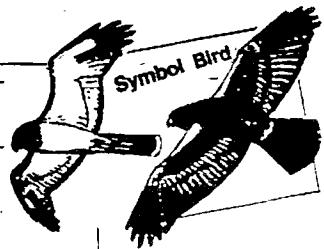
2000年以降は特に「渡良瀬遊水池の未来をどうするか」というのが一貫したテーマになっています。その中で、従来のような開発がらみ・公共事業頼みの状態を脱し、エコミュージアムのような賢明な利用策を選ぶべきだ、という結論はすでに出されています。

国土交通省は渡良瀬でも「湿地保全・再生事業」を行おうとしており、その検討委員会も発足しましたが、第2貯水池中止によって、国側と私たちの間にあつた「大きなトゲ」が抜けた今、私たちは真の湿地再生・保全につながる「エコミュージアム・プラン」の実現へ向けて、より働きかけを強めようと考えています。

12年間、第2貯水池中止と並ぶ住民協議会の一貫した運動目標の一つは『渡良瀬遊水池をラムサール条約の登録地に』でした。もう二度とかつてのようなひどい事態を起こさせないために、そして、国の責任でこの地を保全させるために、目標に掲げたこのテーマも、決して遠い夢ではない段階に現在は来ているのです。

The Council of the Inhabitants of the Tone River area for the Protection of Watarase Marsh

シンボル
バード チュウヒ



わたらせ 遊水池通信

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会／機関紙

価格
100円

• イラスト(財)日本野鳥の会 1990年

号外 2002.8.10
発行

(代表世話人) 高松健比古 / 栃木県
真岡市道祖25 ☎ 0285(82)3071
(編集) 事務局 ☎ 0282(23)1078

下 里子 稲千 尾見 1884年(明治17年)創刊 2002年(平成14年)8月7日(水曜日)



渡良瀬遊水池総合開発事業
地に關係する本県の小山
市、野木、藤岡両町や奥
代表をはじめ一都五県
六年十二月の第六回事業
委員会には渡良瀬遊水
池の中止が決まった
第2貯水池

渡良瀬遊水池に治水と利水を目的とした第二貯水池(二・六平方キロ)を建設する是非を審議する
小山市内で六年ぶりに第七回審議委員会(委員長・藤井清県経済同友会代表幹事)は六日、
ないなどの理由で、利水を目的とした第二貯水池建設中止を求める最終答申を国土交通省に提出した。
これにより事实上、同貯水池の中止が決定した。

6年ぶり
中斷以来
審議委が最終答申

渡良瀬遊水地

需要低く水質に難

第二貯水池計画を中止

審議委員会が提出した中
間答申に対し、「利水を
目的とした第二貯水池建
設の必要性は低い」と自
ら認めた上で、(二期事
業計画の)五百萬トンの治
水容量は確保するが、方
策は別途検討する。湿地
の保全、再生事業に着手
する、などの案を委員会

に提示した。
この提示を受け、出席
委員からは「第二貯水池
を造らない方針と受け止
めが、今後の対応を明
確にしてほしい」などの
意見が出されたが、同省
側は「議論していく」と
回答するにとどまつた。

渡良瀬遊水池総合開発
事業 第一期貯水池
(谷中湖) 完成後の「9
0年に旧建設省が計
画。首都圏の新たな水が
めとして、総貯水量14
0万立方メートルの第二貯
水池を建設された。自然保
護団体が第一貯水池の水質問題、野鳥生息

に対する反対。事業審査機関と
して195年に審議委員会が
設置された。

二期計画の総貯水量千
百四十万トンは、国が八七
だ。中断時期は二、三年と
していたが六年にも及ん
だ。

六回会合で、二期事業計
画の中断を答申。「一期
計画で建設された第一貯
水池の水質浄化の結果を
見て実施の判断をした
い」との姿勢を取ってい
た。

高松健比古代表世話人は
「ダム事業の建設計画が
ストップしたとの意義
は大きく、この流れが全
くの渡良瀬遊水池を守
るために、一都五県の住民で
ていて。さらに全国的な
ダム事業構造の流れが同
計画の中止を呼び込んだ
ともいえ。今回の最終答申を受
け、一都五県の住民で
て、地元住民の意見を十分に反映させていく」な
どとする答申を決定した。
同審議会は六年の第
六回会合で、二期事業計
画の中断を答申。「一期
計画で建設された第一貯
水池の水質浄化の結果を
見て実施の判断をした
い」との姿勢を取ってい
た。

日本は遊水地の新しいスタ
ートの日となった」と歓
迎している。

第二貯水池の建設中止

私たち住民協議会の最大の眼目であった「第二貯水池の建設中止」がようやくきました。8月6日に、第二貯水池建設の是非を審議する「渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業審議委員会」が6年振りに開かれ、「中止が妥当」との最終答申を出しました。国土交通省関東地方整備局はこの答申を尊重するとしており、事業中止が事実上決定しました。

思えば、12年にわたる長い歳月でした。第二貯水池の建設、ゴルフ場の増設、国際空港化など、渡良瀬遊水池の更なる開発を阻止するため、住民協議会が結成されたのは1990年9月でした。その後、ゴルフ場増設や国際空港の話は立ち消えになりましたが、第二貯水池の建設計画は依然として存在し続けました。私たちはこの建設計画を中止させるため、国土交通省との交渉、公開討論会の開催、署名活動、等々、様々な活動に取り組んできました。*

そうした中で、95年に上記の審議委員会が設置されました。この審議委員会はダム審と言われているもので、当時の建設省がダム事業の評価を試行するため、全国で十以上のダム計画を選んで設置したものです。関東地方では渡良瀬第二貯水池が選ばれました。しかし、ダム審は基本的に建設省がダムの推進にお墨付きを得るために設置したものであって、私たちの前途に暗雲が立ち込めました。現に、他のダム審は一部の例外を除いて事業推進の答申を出しました。ダム審の実体はそのようなものであることが予想されましたが、第二貯水池についての真実（必要性がなく、多くの災いをもたらすこと）と、住民協議会の意志を審議委員会に対して粘り強く示すことが、少しでも状況を改善していくのではないかと考え、審議委員会に開かれる度に大勢のメンバーが押しかけて第二貯水池建設の無意味さを訴えるとともに、審議の公開を求めました。更に、96年1月に開かれた公聴会にも積極的に参加しました。当日の意見発表者の半分を住民協議会のメンバーが占め、第二貯水池計画の問題点を克明に語りました。このような住民協議会の粘り強い働きかけが功を奏したのでしょうか、同年12月に審議委員会は第二貯水池計画中断の中間答申を出しました。*

それから更に約6年経過した。私たちは、審議委員会が建設省に出した二つの宿題、「①水質問題の目処をつけること、②遊水池の自然を評価しなおすこと」に対応するため、活動を続けました。前者については、第一貯水池の水質問題を解消するために建設省が設置した広大なヨシ原浄化池は水質改善効果がなく、新たな自然破壊を引き起こすものであることを実証してきました。また、後者については遊水池の自然を保全し再生するための「渡良瀬遊水池エコミュージアム・プラン」を作成して、地元の町起しにもなる対案を示し、同プランの実現をアピールし続けてきました。更に、これからは行政と住民が互いをパートナーとして遊水池の自然保全と再生に取り組むことの重要性を公開シンポジウム等で訴え続けました。*

それらの活動によって、国土交通省はヨシ原浄化池の建設を当初計画の半分に縮小し、遊水池の湿地再生事業に取り組むことになりました。そのような経過を経て、今回、審議委員会は第二貯水池中止の答申を出しました。審議委員会が始まった頃は、いずれ事業推進の答申が出るのかと思い、もし工事が開始された時はブルドーザーの前で座り込みをしようという悲壮な決意で審議委員会に押しかけたものでしたが、それも今は思い出話になりました。建設中止は時代の流れによるものもありますが、私たちの活動と皆様のご支援が今回の答申を引き出したと思っております。

しかし、運動が終わったわけではありません。これからは、渡良瀬遊水池の自然と歴史を守るために、渡良瀬遊水池エコミュージアム・プランやわたらせ未来プロジェクトの実現を図る大きな課題に取り組んでいかなければなりません。*

渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業計画についての答申

1. 渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業審議委員会の経緯

渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業審議委員会（以下「審議委員会」という。）は、渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業（以下「Ⅱ期事業」という。）の計画について、事業の必要性、内容等について審議し、今後とするべき事業の方向性等について意見を述べることを目的に設置され、以下の8回の会合を持ち、審議を重ねてきたところである。

平成7年10月12日 第1回審議委員会（貰冬）

2. 審議委員会の意見

○中間答申の検討課題に対する結果

第6回審議委員会において、「渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業計画についての中間答申」を提出し、その段階における審議委員会としての判断を以下の通りとした。

- ・ Ⅱ期事業に関するない渡良瀬遊水池全体の治水事業等は進める。
- ・ 今後2～3年かけて、Ⅰ期事業の検証と各種調査を実施する。
- ・ その検証結果を踏まえて、専門委員会設置の是非を含め、Ⅱ期事業の内容・方向性等について再度審議する。
- ・ Ⅱ期事業については、今の計画での実施は中断する。

この中で、Ⅰ期事業の検証と各種調査と合わせ、今後2～3年かけて実施すべき検討課題等の主な意見として以下の4点を示した。

- (1) 治水・利水について
- (2) 水質について
- (3) 自然環境について
- (4) 地域との整合

これらに対する検討結果は以下の通りである。

- (1) 治水・利水について
渡良瀬遊水池による洪水調節は、利根川水系の治水対策の根幹となるものである。その調節池化の1つの手法として、治水・利水の多目的ダム事業で実施することにより、事業効果の早期発現が可能となることから、Ⅱ期事業に治水容量を計画している。
- (2) 水質について
治水については、利根川水系の水害防止の観点からその必要性は高く、また地域の要望も高いことから事業手法を含めて引き続き検討が必要と判断される。
- (3) 自然環境について
利水については、関係都県の利水予定者から事業参画の意志表示がないことから、Ⅱ期事業を特定多目的ダム事業として実施する必要性は低いと判断される。

(2) 水質について

1期事業においては、貯水池の目標水質を定め、追跡調査結果等から総合的な水質浄化対策を確定し、これに基づく対策を完了したことから、目標とする水質を確保できるものと判断される。

なお、水質悪化のメカニズムは、未解明な部分が多いことから、今後もモニタリング調査を継続し、効果の確認を行うことが必要と判断される。

- (3) 自然環境について
自然環境については、学識経験者、地元首長及び住民代表を含む「渡良瀬遊水池の自然保全と自然を生かした利用に関する懇談会」を開催し、自然環境の保全と利用のあり方を示す「渡良瀬遊水池の自然保全と自然を生かしたグランドデザイン」の提言を得ており、今後はこれの着実な具体化が望まれる。

(4) 地域との整合

地域との整合については、周辺自治体及び関係行政機関からなる「渡良瀬遊水池の利用と周辺整備に関する懇談会」を開催し、「渡良瀬遊水池の自然保全と自然を生かしたグランドデザイン」を基本とした、「渡良瀬遊水池の自然を活かしたグランドデザイン」を基本とした、「渡良瀬遊水池の自然保全と自然を生かした活用方策」及び「渡良瀬遊水池の自然を活かした活用方策」を具体化していくための「渡良瀬遊水池の自然保全・利用連結会」を発足しており、今後は直面する諸課題の解決に向け、地域と協働するための有効な場となることが望まれる。

○事業の方向性

以上の中間答申の課題に対する検討結果より、渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業計画の方向性について、本委員会として以下の意見を答申として提出する。

渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業については、治水の必要性は高いものの、現段階において利水予定者から事業参画の意思表示がないことから、特定多目的ダム事業としての同事業を「中止」し、治水について、別途検討することが妥当であると判断する。

おわりに、今后の渡良瀬遊水池に関連する河川事業を進めるにあたっては、その歴史的背景、広大な湿地と生態系、さらに首都圏の治水・利水上の重要な施設であるといふ点を十分に考慮し、関係機関との調整はもとより、地域住民の意見を十分に反映させていくよう要望する。

平成14年8月6日
渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業審議委員会
委員長 藤井 潤

紀伊丹生川ダム計画、

英断の中止背景が物語るもの

今回紹介してある新聞記事から、紀伊丹生川ダム計画中止の背景を考察してみたい。私が「紀ノ川流域委員会」の委員として2回目の委員会から終始主張してきたことは、この計画には地元住民ならびに漁協組合が反対している、洪水対策としての整備局の治水論は破綻している。また。近年の水需要予測が大幅に下降している、この3点である。

毎回、これらの根拠を説明したビラ、資料、委員会への提案等を各委員ならびに整備局関係者に配布してきた。

昨年6月7日に第1回委員会が開催されて、先日の8月9日で10回の審議が行われてきた訳だが。内容は洪水対策による整備局の治水論に対する反論である。整備局プログラムからいけば予定の治水審議回数を大幅に延長するようになり、各委員からも速やかやプログラムにのった進行が望ましいという発言が相次いだ。とにかく、治水論を議論、審議をした訳である。

4月25日、第8回流域委員会において、マスコミ報道による、ダム縮小計画案の発表の時期についての質問を行ったところ、整備局の返事は6月中に縮小案を発表します、との答えであった。そして、5月16日の中止発表。25日から22日後の決断が中止になった訳である。

6月11日の新聞記事を読んで頂ければ、市民に対して中止に対する整備局の至極当たり前の「水需要減なら計画変更」というタイトルが説得力を持つ。また、「水需要の減少と環境面の双方を配慮すると、多くの制約ができ、結果的に事業として成り立たなくなりました。」との整備局の発言が理路整然と述べられると全くその通りだということになる。さらに、99年9月に出された「ダム審議委員会」での答申付帯事項での「水需要予測の調査」、「環境保全に万全を」、これを重く受け止め、肅々と検討した結果、中止との結論に至りました。といえば、今まで国土省は嘘、偽りは一つもありませんと憚りなく吹聴しているとしか聞こえない。この次元で市民参加での議論を反映するという真骨頂が崩れさり、同じ土台に乗ったかに見えた流域委員会での乖離が修復不可能なものになってしまっていると認識するほかないだろう。

これまでのダム計画は、全て国土省が発案して実施、中止を行うのであって住民、市民の参加は意見聴取に留める、この姿勢は時代背景が変わろうとも首尾一貫すると言わんばかりではないか。

また、このことは5月の川辺川ダム強制収用委員会について竹村河川局長が発言した「議論の行方と本体着工は別次元の話」、もう一つは「説明責任は『これで十分』ということではなく、未来永遠にあると認識している」と明言している。

これは、私の持論、段違いの平行棒論を実に的確、見事に恥ずかしげもなく言い放っている。そして、現在全国で行われているダム論議は正にこの二つのパロディーに集約されているといつても過言ではない。

6月5日の私の主張「住民運動の可能性広げる」と11日の近畿地方整備局河川部長の「水需要減なら計画変更」を読んで頂きこの二つのパロディー、現在行われている全国の流域委員会の縮図に終止符を打つべきさらなる運動を私達は模索しなければならない。

岩 畑 正 行 Wind TWA

マイオピニオン

ダム中止の論理

国土交通省は5月16日、因直閣の多目的ダム工事に反対する歌「紀伊丹生川ダム」(和歌山県橋本市、九度山町)の発表を中止する旨を明らかにした。大阪府や和歌山市の水需要の減少が主な理由という。有鉄團が中央的な認可権を担当する河川部・河川部長に詳しい説明などを聞いた。

【社会部・大島裕利】

――今回のダム建設中止の方針について「国土交通省も体質が変わったのか」という声も聞かれますか、実際は?

――関係ありません。

――ではなぜ開口を?

◆半般経営者としてくる船関連「紀伊丹生川ダム建設事業者監査委員会」が昨年9月に「建設は必ずAIしてしまったたたじ、付帯費用に水需要予測について見直しをめぐらすうじに難解な調査・検討を行ってきた結果、予算額を大幅に下方修正しました。この付帯費用を算出せよめ、最終的に検討した結果です。

――まず昨年9月に利水者に水需要計画を強制したところ、和歌山市はいつからいつまで付帯費用が25万円だったのを認めていました。それで費用から計画額を下げる検討を始めた。

◆ダムの本を軽くするなどいろいろでしたが、規制を半分にして建設がそのまま半分に生産

水需要事業採算減なら環境に配慮

坪香伸

国土交通省近畿地方整備局河川部長



△記者会見は毎月第一月曜日午後2時より(准予報)毎日新聞社本社会見室で行われる

7月10日の6号台風と 徳山ダム

7月10日、テレビに「浸水している大垣市」の映像が繰り返し流れた。被害にあったのは大垣市の西端、比較的新しい住宅地・荒崎地区で、大谷川（揖斐川の支流・牧田川の派川）右岸の洗い堰（出水の際には越流させるように堤の一部を低くしてある。堤全体の破壊と反対側の浸水を防ぐため）からの越流が原因である。

翌11日、西濃地域選出の県議らが「徳山ダム早期完成」を梶原知事に要望。16日、知事は「徳山ダムの前倒しを水公団に折衝したい」と発言。大垣市議会の民主クラブ（民主党系）は、7月31日、8月1日に東京の国土交通省を訪れ、「徳山ダムの前倒し早期完成」を求める要望書を提出した。揃って徳山ダムが完成したら今回の水害は防げたと言いたいらしい。

しかし6号台風で大雨が降ったのは、揖斐川本流最上流部の徳山ダム集水域ではなく、中流部で揖斐川に合流する支流・根尾川の流域だった。根尾川合流部より上流の岡島地点ではピーク時でも水位は高くなかった（2.32m。計画高水位5.33m）し、大谷川の越流は本川の増水よりずっと早く始まっている（大谷川の越流が始まったのは午前6時、本川が警戒水位を越えたのは午前11時）。揖斐川本川の最上流部に巨大ダムを造っても、今回の水害は防げなかつたことは明らかである。

大谷川は明治初期に左岸のみ築堤し、右岸は遊水地であった。戦後の食糧難の時に県営開墾事業として右岸側を農地とし、1950年代に右岸も築堤したが、洗い堰付きであった。以来、現在までに14回も浸水している。「当地区は従来からの遊水池であり本来ならば家屋を建て得ない所である。」（1976年5月・建設省中部地方建設局木曽川工事事務所『台風6号報告書』）

ところが、1968年には大垣市住宅協会が分譲住宅を、1972年に岐阜県が県営住宅を建て、1975年には県営住宅の付近一帯を市街化区域にした。民間の分譲住宅が増えた。一方、建設省は上記『報告書』で「当地区もいすれは締め切られるであろうが…（下流部の）河道改修が行われた後になろう。そうでないかぎり、この洗堰を締め切ればその結果として、他の地区にその効果が及び、より以上の災害が起こることは必至である。又、洪水は最終的には人為に制御し得ないという立場をとるべきであり、超過洪水（計画規模を越えた洪水）が発生した場合により被害を小さくするにはこのような遊水地域はぜひとも必要である」と述べている。

行政は、遊水地は必要だと言いながら、その必要な遊水地に率先して住宅を建て、市街化区域にしたのである。行政の誤りによって必然的に浸水被害がもたらされたのだ。

このことに関して、梶原知事は「どういう経緯で都市計画がなされたのか疑問」

(7月16日) と言う。冗談ではない。梶原知事は建設省官僚として岐阜県に何度も出向した後、副知事を経て知事になった。その間に何度も当地区の浸水被害があったのだから、大谷川（岐阜県が管理している）洗い堰と荒崎地区の市街化の事情（梶原氏は都市計画が専門）は把握していて当然で、これまで何も対策を講じて来なかつた大きな責任がある。それを頗かむりして「地元が徳山ダムを要望している、早期完成を」とは良く言えたものだ。

当会運営委は「要らない水道水は返上して」という要望をもって地元自治体をまわり終えたところだが、町長達は要らない水の分の建設費を負担させられることについての認識はない。そして二言目には「徳山ダムを早く造ってもらわないと、住民の生命と財産が守れない」という。揖斐川流域の市町の首長や自治会、水防団などは「揖斐川の治水は徳山ダムにかかっている。徳山ダムさえできれば安心だ、と国や県が言っている。」と信じている。「だから早くダムを完成してほしい」。

しかし国交省や水公団は「徳山ダムさえできれば安全だ」とは言っていない。「揖斐川の治水計画は徳山ダム建設を前提としたものになっている」と説明しているだけだ。そして事業主体の水公団は国の計画に従ってダムを造るのが仕事であり、計画そのものを検討する立場はない。公団が「地域の皆さんにご理解を頂く」として行う説明に代替案が出てくる訳がない。

市民の側が「国交省の出した数字や方式を使っても、徳山ダムは必要ない」と国交省に突っ込むと「6億6千万トンの徳山ダムを造ることになっているから他の方法より経済的だ」とかわし「徳山ダムは地元が熱心に要望しているから造る」と言い募る。国と県が巧妙に「地元自治体の要望」を作り出し、批判に対しては「地元の熱い要望」を理由にはねつける。

環境破壊と財政破綻をもたらすの公共事業はこうして推進される、という典型である。

徳山ダム裁判・行政訴訟（事業認定取消訴訟・収用裁決取消訴訟）は、次回10月9日（水）に事実上結審します。原告側・被告側双方から同時に最終準備書面を提出し、原告（上田武夫・村瀬惣一）及び弁護団の意見陳述もあります。お近くの方は是非傍聴を。

このあと（最終準備書面に裁判所が目を通してから）、双方に質問をする期日を1回とて、正式に結審する予定とのこと。結審は年末か、来春判決か、と思われます。

徳山ダム建設中止を求める会　近藤ゆり子

辰巳ダム「貴重種」ミゾゴイ営巣確認

遊休水利権発覚

1. 「貴重種」ミゾゴイの営巣確認／道路工事止まらず

1997年8月、森の都愛鳥会会員により、辰巳ダムの付け替え道路建設現場近くで絶滅危惧種の渡り鳥・ミゾゴイが初めて発見。その後、森の都愛鳥会の独自調査や、県の専門家の協力を得て行った調査によって、2001年、2002年にも付け替え道路だけでなく辰巳ダム本体の建設予定地や水没予定地周辺でも生息が確認され、営巣・繁殖の可能性が高いことが分かってきた。

02年8月には、WWFジャパンは「絶滅危惧種ミゾゴイの生息地の保護に関する要請」を石川県に提出するなど全国的にも注目されている。

ミゾゴイは、日本で3番目に個体数が少ない鳥で、石川県公共事業評価監視委員会(1999年)が辰巳ダム計画継続に同意する時につけた付帯意見のいう「貴重種」であるが、県はミゾゴイの生息確認後、工事を短期間中止したり、細部の設計を変更しているが、基本的には当初計画どおりに道路工事を続行している。委員会の付帯意見は事実上無視されている。

ミゾゴイは、アジア版レッドデーターブック(バードライフ・インターナショナル)で、近い将来絶滅の危険が高い種として、絶滅危惧IB類に分類され、個体数は千羽未満と言われている。日本で繁殖する鳥では、ヤンバルクイナやシマフクロウと同じランクにあり、国際的にもミゾゴイの危機的状況が強く認識されている。

辰巳の会は、森の都愛鳥会などとともに、県に工事中止や環境保全、公共事業評価監視委員会の付帯意見を守るよう、強く要請している。

2. 上流に辰巳ダム一個分が空いている=遊休水利権発覚

辰巳ダム上流に1967年に建設された既存の犀川ダム(石川県と金沢市の共同事業)で、金沢市が持っている工業用水(0.46t/秒)が今後も使われることのない遊休水利権であることがわかった。これは、評価監視委員会で辰巳ダムが評価されていた当時、過去の犀川ダム資料が一切提供されず、上流ダムとの整合性がまったく考慮されなかったが、昨年、犀川ダム関連の公文書が「解禁」され、ナギの会の資料請求と調査から明らかになった。

この工業用水開発は、金沢市港地区の工業団造成計画の一環だったが、工業団地計画は挫折し、市の計画からも放棄された。しかし水利権だけは維持され、金沢市は管理費などを支払い続けている。こうした遊休水利権は、国の指針でも「水利権を実行しない者は、権利の上に眠る者であるばかりではなく、その遊休水利権が他の緊急かつ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げる可能性が大である…」(逐条河川法 1966)として厳しく戒めているが、一向に改善されず、各地のダム問題で見られる「膨大な水余り」となっている。辰巳ダムの場合、上流ダムの水道水の水余りと合わせると、実に辰巳ダム一個分に相当する。

以上のような「環境」問題や「水利権」問題は、全国のダム問題に普遍的に含まれている。環境問題は新河川法で、配慮を義務づけているが、遊休水利権・水余り問題は、今年春、総務省が解決のための新制度をつくる方針が示されている。

(渡辺 寛)

田中氏が圧勝、再選



当 田中 康夫 ②無前 822,897

| |
|-------|
| 長谷川敬子 |
| 市川 |
| 中川 |
| 羽柴 |
| 橋井 |
| 周三吉 |
| 秀富男 |

| |
|---------|
| 406,559 |
| 24,261 |
| 15,255 |
| 9,061 |
| 2,058 |

(確定得票)

当回有権者数は1,74
万9030人。投票率は
73・78%で、前回(00年
10月)の69・57%を大き
く上回った。得票も前回
の58万9332票に23万
票り上乗せした。田中
氏の2期目の任期は一日

県議会の不信任決議を受けた知事の失職に伴う長野県知事選は一日投票され、即日開票の結果、前知事の田中康夫氏(46)が、県議、市町村議が推す弁護士の長谷川敬子氏(51)を大差で破り、再選を果たした。「脱ダム宣言」問題をはじめとする議会との対立など、県政運営の一方が争点となつたが、既存の政治勢力との関係を持たない田中氏が信任を得た形だ。選舉を通じて議会との連携が深くなつておる、來春の県議選で改めて民意が問われる。(2・3・34・35面に関係記事)

長野知事選

改革信託 82万票余 長谷川氏に41万票差

改革信託 82万票余
長谷川氏に41万票差

壇上で支持者に囲まれ、当選を喜ぶ田中康夫氏(=1日
午後8時35分、長野県朝日町の「様のコロシアム」)

県議1人が辞意

からい。

立候補した6人全員が
政党の公認も推薦も受け
ない「オール無党派」を
構成。失職を選挙し、改
めで県民の命を守った田
中氏と、県議や市町村議

の「反田中」勢力が推す
長谷川氏との実質上の一
騎打ちとなつた。田中氏は「脱ダム宣言」を
主張した連合県議は「対話による県政」と批判。
「対話による県政」を掲
げた県議の大半と市町
村議が支援。前田田中氏
を支持した連合県議も
多くも得た。ただ連合以外
の勢力は当初、姿に出
アピールし、住民投票案
例の制定などこれまで以
て、投票後に組織選挙を

勝利し、前回伸び悩んだ
市町村すべてを回った。
田中氏は17市すべてで
勝利した。市町村のうち
82町村を制した。一方の長谷川氏は、県
議会や市町村議と衝突を
繰り返した田中氏の手法
から、「反田中」勢力が推す田中氏の手法
を「独善的」と批判。
など一年8カ月の実績を
田中氏は「脱ダム宣言」を
表明した。国土交通省によると、本体工事にまで
至ったダム計画が中止さ
れるのは初めて。

田中氏は6月県議会で、同時進行の工事と工事
の手続も有権者には通じ
ず、浸透できなかつた。
県議会は7月、当時の
もの、選出はボランティ
アが中心。県内120

田中康夫氏は一日夜の
記者会見で、県が計画す
る滋賀ダム(長野市)に
ついて「就任後、可及的
速やかに契約を解除す
ることの不信任を議決した。
同ダムの工事契約は00
年9月、県と、前田建設

で、同時進行の工事と工事
の手續も有権者には通じ
ず、浸透できなかつた。
県議会は7月、当時の
もの、選出はボランティ
アが中心。県内120

浅川ダム契約解除へ

00億円。うち200億

円は、すでに執行済み。
本体工事分の契約金額1
29億1500万円が解
除の対象となる。

契約書は「必要がある
ときは、契約を解除する
ことができる」としてお
る。契約を解除する場合
の対応となる。

田中氏は6月県議会で、同時進行の工事と工事
の手續も有権者には通じ
ず、浸透できなかつた。
県議会は7月、当時の
もの、選出はボランティ
アが中心。県内120

伊那郡選出は一日夜、
県民は受け入れられない
かった。私は辞めると言
ひました。2回議論に辞
表を提出するといふ。同
じく幹事を説明していた
浜原幸一議員(51)は謝訪部
見で田中氏

「夜明け前に
戻らぬ改革」
金見で田中氏

上院議員のねじれは残つ
て、浸透できなかつた。
県議会は7月、当時の
もの、選出はボランティ
アが中心。県内120

田中氏は6月県議会で、同時進行の工事と工事
の手續も有権者には通じ
ず、浸透できなかつた。
県議会は7月、当時の
もの、選出はボランティ
アが中心。県内120

上院議員のねじれは残つ
て、浸透できなかつた。
浜原幸一議員(51)は謝訪部
見で田中氏

に切られたが、従来型
の手法は有権者には通じ
ず、浸透できなかつた。

浜原幸一議員(51)は謝訪部
見で田中氏

に切られたが、従来型
の手法は有権者には通じ
ず、浸透できなかつた。

浜原幸一議員(51)は謝訪部
見で田中氏

92ダム中止、7割「水余る」

本社調査 大半は中小規模

国が建設中止を決めたダム（堰を含む）が

（数字は総貯水量、単位・万t）

| | |
|--------------|--------|
| 川(新群島) | 1億7000 |
| 函館市、水原(福島) | 7600 |
| 島市、紀伊丹生川(和歌) | 7310 |
| 川(内田) | 6040 |
| 古内川(大群) | 5700 |
| 川(田上) | 5000 |
| 川(田上) | 3850 |
| 川(田上) | 3760 |
| 川(田上) | 2340 |
| 川(田上) | 2140 |

全国で96年度以降92カ所にのぼり、その少なくとも約7割が水余りを理由としていること

が、朝日新聞の調査でわかった。経済成長の鈍化や工場の海外移転を背景に上水道、工業、農業用水の需要予測がはずれ、建設費が手当でできなくなつたからだ。400近く計画・建設中のダムでも中止、規模の縮小を探る動きが目立つ。「脱ダム」は全国に広がっている。（3面）【長野の変】、9面に特集

ダムの中止は政府が96

年から取り組み、00年

が中止された。

この92の中止ダムの内

8月に当時の自民、公明、保守の与党3党が公

共事業の見直しの一環として、道県が3分の2を占め

た。道県が3分の2を下回

った」とするダムが68あ

った。

多くの上水道の見込

み違い。

人口の伸びが頭

打ちのうえ、不況や節水意識の高まりで需要が減

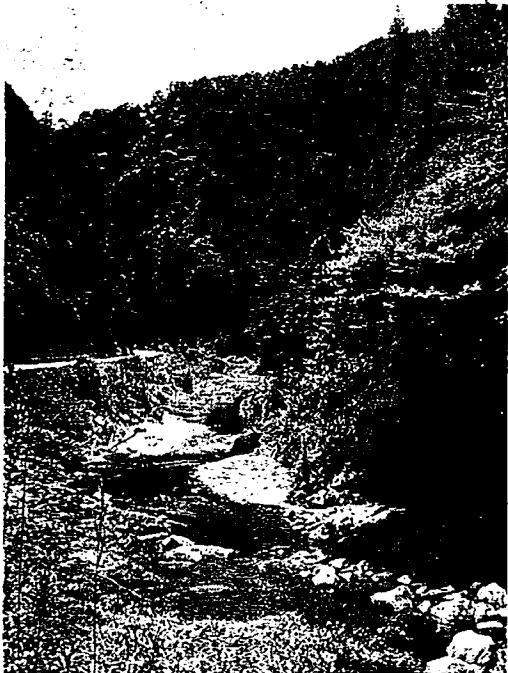
り、市町村が水道料金で建設費を負担できなくなつた。松倉（北海道）は

國交省や農水省が中止を決めたのは01年度までに90ダム。02年度に入つて國交省の地方整備局段階で紀伊舟生川（和歌山）、清津川（新潟）

が工事に入る前調査の段階、周辺工事着手していたのは14ダムで、本体工事に着手した。

国土交通省や農水省が中止を決めたのは01年度までに90ダム。02年度に入つて國交省の地方整備

局段階で紀伊舟生川（和歌山）、清津川（新潟）が工事に入る前調査の段階、周辺工事着手していたのは14ダムで、本体工事に着手した。



紀伊丹生川ダムで水没する予定だった付近。
アコ釣りが盛んだ」と和歌山県九度山町で

和歌山・紀伊丹生川ダム

大坂府の水がめになる
はすだつた紀伊丹生川ダム（和歌山県橋本市、九度山町）の中止が今年5月、国交省近畿地方整備局から発表された。府が取水権を約半分に減らし、「ダムのスケールメートルが小さくなつた」という説明だった。

ここにダムをつくる予
(河口部分)と支流の大坂

大き過ぎた「水がめ」

伊丹生川ダムをsettで
つくり、大阪に分水する
計画を立てた。まず大阪

を着工し、運用を待つ。
ところが、関西空港に
よる利用増も見込んでい
た大阪府の水需要は伸び

悩んだ。府は大阪から、
当初の予定通り毎秒0.
29m³の水を取るもの、
紀伊丹生川ダムから取
る「ダムのスケールメー

トが小さくなつた」
としめていた。

道水や工業用水の需要は
予想をはるかに下回り、
清津川ダムの需要は当初
中角栄元首相の地元には
大規模プロジェクトが自
由押しだった。

じわり進む「脱ダム」

「脱ダム」が全国で静かに進んでいる。「本家」の長野県でも2年近く前、当時の田中康夫知事が大仏ダムの中止を決めた際、県議会でそれほど大きな反対はなかった。上水道の需要がないうえ、与党の中止勧告を受けたからだ。今年に入って相次いで中止が決まった新潟県の清津川ダム、和歌山県の紀伊丹生川ダムも建設費に見合う水需要がなく、騒ぎにはならなかった。（1面参照）

補助金なく議会も容認

長野・大仏ダム

「国に足跡みダムとい

ういを強調する。

同県松本市の中心街か

ら約10m。

県営大仏ダム

は水道水の確保を目的に

70年代に計画が動き出

した。ところが、別の水源

にできることもあり、松

本市などが受水を辞退

たうえ、立ち退き反対運

動もあつて、暗礁に乗り上げていた。

自民、公明、保守の与

党3党が00年8月、国レ

ベルで公共事業の見直し

を決めた際、大仏ダムも

中止勧告の対象4ダムの

ひとつとされた。

それでも当時の吉村午

良知事は事業継続を要望

したが、スベースネオオトピアなど、故田中角栄元首相の地元には大規模プロジェクトが自由押しだった。

ところが、スベースネオオトピアは96年、完成前に事業を断念。筆頭株主だった佐藤泰也も今年、会社更生法を申請するなど、ダム事業の前提が崩れた。

周辺市町村を含めた水道水や工業用水の需要は、予想をはるかに下回り、清津川ダムの需要は当初計画の毎秒35m³が98年の再調査で毎秒2m³に激減した。長崎市水道局の担当者や整備局の幹部も「見通しは完全に狂つた」と声を落す。

夢と消えた大規模開発

第三セクター「スペースネオオトピア」など、故田中角栄元首相の地元には大規模プロジェクトが自由押しだった。

ところが、スベースネオオトピアは96年、完成前に事業を断念。筆頭株主

だった佐藤泰也も今年、会社更生法を申請するなど、ダム事業の前提が崩れた。

周辺市町村を含めた水道水や工業用水の需要は、予想をはるかに下回り、清津川ダムの需要は当初計画の毎秒35m³が98年の再調査で毎秒2m³に激減した。長崎市水道局の担当者や整備局の幹部も「見通しは完全に狂つた」と声を落す。

このダムも00年、与党3党が見直しを勧告。事

長野の空

新潟・清津川ダム

有数のスキーリゾートの新潟県湯沢町。新幹線の越後湯沢駅から車で30分ほどの同町三俣地区の溪流に、総貯水庫1億7千万m³、事業費2500億円の巨大ダムをつくる計画が7月末、国土交通省北陸地方整備局によつて中止を宣告された。

大口の需要者は下流の同県長岡市。企業誘致や産業連携をめざす長岡市ノボリバや、日本最大の宇宙博物館を柱とする

第三セクター「スペースネオオトピア」など、故田中角栄元首相の地元には大規模プロジェクトが自由押しだった。

ところが、スベースネオオトピアは96年、完成前に事業を断念。筆頭株主だった佐藤泰也も今年、会社更生法を申請するなど、ダム事業の前提が崩れた。

周辺市町村を含めた水道水や工業用水の需要は、予想をはるかに下回り、清津川ダムの需要は当初計画の毎秒35m³が98年の再調査で毎秒2m³に激減した。長崎市水道局の担当者や整備局の幹部も「見通しは完全に狂つた」と声を落す。

このダムも00年、与党3党が見直しを勧告。事

業計画の見直しを検討していった整備局の専門委員会は「大規模な水資源開発を急ぐ必要性は薄い」と判断した。計画が浮上してから36年。三俣地区を歩くと、民宿が立ち並ぶ。1~6階はダムができれば約100世帯が水没する計画だった。

「水需要の見通しの甘さは前から分かっていたはずだ。もっと早く決めてくれたら別に活性化も考えられたのだ」。地元の「清津川ダム対策協議会」の樋口監修会長は憤りをあらわにした。



巨大ダムでも見直し

自治体、水需要減で「反乱」

全国で建設・計画中の大規模ダムで、上水道や工業用水の需要の低迷を背景に計画を見直す自治体が相次いでいる。岡山県の苦田ダムでは、最大の需要先の岡山市が利水計画を当面縮小する方針を固めた。地元市町村の「反乱」で、事業の必要性に疑問符がつく状況になっている。

苦田ダムは上水道に日量40万トンを送るほか、発電や灌漑、工業用水にも利用される。総事業費1940億円のうち、国が61%、県や自治体（4市15町1村3企業団）でつくる広域水道企業団が37%を負担する。

企業団の負担分は、国の補助金や自治体の出資、企業団の起債でまか

水需要に疑問が投げかけられつつ、建設が進む苦田ダム＝岡山県奥津町で

が伸び悩んでいる」（岡山市水道局）ため当面、05年度からの受水権を予定より縮小する方向で検討中だ。苦田ダム分を増やすなければ、年間数億円の節減になるといい。県や企業団によるヒ、岡山市からの収入が計画を下回れば、企業団が市町村に水道水を卸売りする料金を引き上げたり、起債の償還が滞つたりす

なり。

岡山が縮小へ

岡山市は現在、企業団から日量1万6千トンを受水し、年間約7億円を支払っている。苦田ダム完成後の5年度に受水量を3万2千トンと増させ、将来は10倍の日量16万トンまで増やす計画だった。だが、「工場の节水や景気低迷の影響で需要

名古屋は返上

日本最大規模で、水資源開発公団が07年度完成をめざす徳山ダム（岐阜県）でも、名古屋市が97年に水利権の一部を返上した。公団はその分を渴

水対策に振り向いたが、それでも同市は「新たに利水計画は立てられない」と、ダム水に見合う需要を確保できるかどうか頭を痛めている。

ほかには、北海道の新桂沢ダムで、道企業局が7月、工業用水道事業の需要想定を下方修正した。近畿最大級の規模で計画されている丹生ダム（滋賀県）では、大阪府

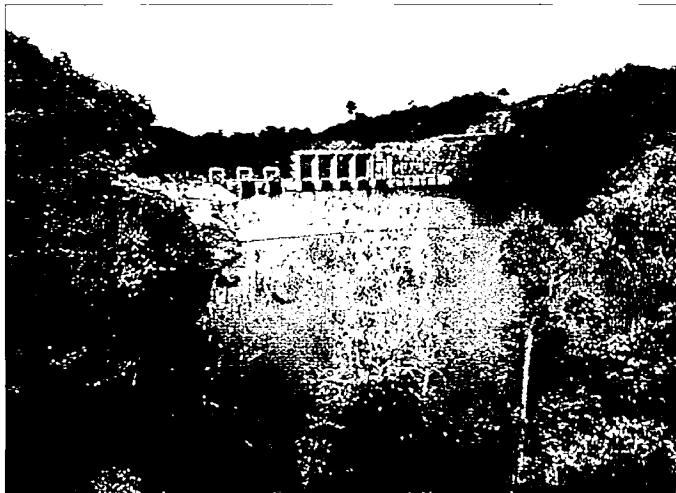
の影響も考えられる。県や市町村で費用負担の見直しについて協議に入る見通しだが、調整は難航しそうだ。朝日新聞の調査では、全国で計画・建設中の主要約110ダム（総貯水量900万トン以上）のうち、利水計画見直しの動きが出てているダムは少なくとも十数カ所ある。当別（北海道）、太田川（静岡県）は規模縮小が決まっている。

ODA ダムが生活壊した

移転住民4千人 日本で提訴へ

インドネシア

日本政府の途上国援助(ODA)によるダム建設で住居を移転させられ、生活の基盤を失つたとして、インドネシア・スマトラ島の住民3980人が、日本政府などを相手取り、ダムの水門開放の勧告と総額約200億円の慰謝料を求める訴えを、近く東京地裁に起こす。外務省によると、日本のODAをめぐって判を起こすのは、最近では例がない。



水門開放・慰謝料求め

スマトラ島中部の西スマトラ、リアウ両州にまたがるコタパンジャンダムの予定地に住んでいた住民らが訴える。外務省などによると、このダムは、80年代に国際協力事業団(JICA)が開発調査をしたうえで、国際協力銀行(JBIC)がインドネシア電力公社と契約を結び、90~97年に計230億円を貸し付けて建設された。東京電力の子会社、東電設計などが詳細設計を担当した。貯水量15億4千万立方メートルで、1万7千人が移転対象になった。

住民側の弁護団によると、移転先の土地の中にゴム園に適さない土地はなく、日本側の弁護団によると、住民の同意は「きちんと住民の同意を取つて事業を進めてほしい」としている。外務省有償資金協力課は、「ODAが必ずしも住民のためになつていい実情を明らかにしたい」としている。

JBICは「移転に伴う補償や生活基盤の整備を受けたとして、上人500万円の慰謝料を求める。日本側の支援グループの村井吉敬上智大学教授は「ODAが必ずしも住民のためになつていい実情を明らかにしたい」としている。JBICAは「現地政府には住民の移転などに配慮が必要だと指摘した」。東電設計は「守秘義務があり答えられない」としている。

下諏訪ダムの必要性に関する検討

2002年1月6日 鳴津暉之

昨年、人を介して田中康夫長野県知事に「下諏訪ダムの必要性を検討するためのデータ」の提供を依頼したところ、政策秘書室の猿田吉秀氏を通して土木部河川課と衛生部食品環境水道課からいくつかのデータが提供されました。今回、これらのデータを用いて、下諏訪ダムの必要性に関して検討を行いましたので、その結果を報告します。

1. 治水に関する検討

1. 基本高水流量 280立方メートル/秒について

(1) 基本高水流量 280立方メートル/秒の計算手順の問題点

砥川の治水計画は100年に1回の洪水が想定され、医王渡橋地点の基本高水流量を280立方メートル/秒としている。280立方メートル/秒のうち、下諏訪ダムで80立方メートル/秒を調節し、残り200立方メートル/秒（計画高水流量）を河道整備に対応することになっている。

基本高水流量280立方メートル/秒は雨量確率法といわれる方法で、次の手順により求められている。

- ① 計画降雨量(100年に1回の降雨量)を統計計算
(2日雨量)。
- ② 過去の16洪水に計画降雨量を当てはめて、貯留関数法により、洪水流量を計算(引き伸ばし計算)。
- ③ 16洪水についての計算結果から第一位の値280立方メートル/秒を基本高水流量として選択。

この手順のうち、①は統計計算であるから、客観性があるが、②は貯留関数モデルの係数の設定に幅があることや、短時間の雨量が異常に大きくなってしまうことなどの問題があるため、計算値が過大になることが多い。また、③は計算結果の上位群から選べばよいことになっているにもかかわらず、今回は第一位が選択されている。

このような問題点があるため、280立方メートル/秒は100年に1回の洪水流量として過大である可能性が高い。

(2) 流量観測体制の遅れ

280立方メートル/秒が100年確率の洪水ピーク流量として妥当か否かは過去の洪水流量データによって統計的に検証することができる。ところが、砥川に関しては洪水流量データがあるのは1987年からであり、わずか13年間の観測値しかなかった。

治水計画を策定する上で流量の常時観測は必須のことである。しかも、下諏訪ダムの計画が立案されたの1978年のことであり、ダムの必要性を検討する上で必須の流量データの把握が1986年まで行われなかつたのはまことに不可解である。

13年間における毎年の洪水最大流量（医王渡橋地点）は図1のとおりで、1999年の160立方メートル/秒を

除けば、70立方メートル/秒以下であり、実績値は基本高水流量に比べて著しく小さい。

次に、医王渡橋地点における流域2日雨量と洪水ピーク流量との関係を図2に示す。ただし、流量データが最近のものしかないと、流域2日雨量との関係が得られる洪水ピーク流量の実績値は5データしかなかった。図2には(1)で述べた16洪水についての長野県の計算流量も図示した。実績値と計算流量を比較すると、計算流量のうち、200立方メートル/秒を超えるものは実績5データの傾向からみて、異常に大きい値であることが伺える。

(3) 過去の実績流量から求めた100年に1回のピーク流量

洪水流量データの観測値は13年分しかないが、このデータから統計的に100年に1回の洪水ピーク流量を求めてみた。流量実績値から直接求める方法を流量確率法という。計算結果は次のとおりである。

| | 100年に1回の洪水流量 |
|-------------|--------------|
| 対数正規分布岩井法 | 166立方メートル/秒 |
| 対数ピアソン・型分布法 | 209立方メートル/秒 |
| 極値分布グンベル法 | 173立方メートル/秒 |
| 3方法の平均 | 183立方メートル/秒 |

データ数が少ないため、今後のデータの蓄積で上記の値が変わるべき可能性があるが、しかし、少なくとも、過去の洪水流量からみて基本高水流量280立方メートル/秒が過大であることは明らかである。

以上のとおり、基本高水流量280立方メートル/秒は、雨量確率法でいくつかの仮定において計算した結果の中から機械的に第一位を選択したものであって、過去の洪水流量の実績と乖離していると判断される。実際に100年確率で砥川を流下する可能性があるピーク流量はそれよりもっと小さい値であり、せいぜい200立方メートル/秒程度ではないかと考えられる。

2. 砥川の河道整備の状況と流下可能量

(1) 砥川の河道整備の状況

1) 堤防高

図3に計画堤防高と現況堤防高、図4に堤防不足高を示す。河口から1.3kmより上流は計画堤防高が確保されているが、それより下流は堤防高の不足が40~80cmに及んでいる地点が多い。

2) 河床高

今回、河床高の現況値のデータについても提供を始めたが、医王渡橋地点以外は河床高の測量をしていないという理由でデータの提供がなかった。河床高も治水計画を進める上で必須のデータであって、本来は数年に1回は測量しなければならないものであり、その

測量がされていないということも不可解である。ただし、5年以前の測量によるものと思われる現況河床高が「国土問題54号」（国土問題研究会）に記載されているので、今回はこのデータを用いて河床の不足高を求めた。図5に計画河床高と現況河床高、図6に河床不足高（掘削必要高）を示す。これらの図を見ると、河口から0.6~1.4kmと医王渡橋付近では0.3~1.0mの河床掘削が必要である。

以上述べたとおり、砥川は堤防高においても河床高においても河道整備が大幅に遅れている状況にある。

(2) 砥川の流下可能量

1) 河床高によって大きく変わる水位と流量との関係
治水計画どおりの河道整備が行われた場合、砥川の流下可能量は医王渡橋地点において200立方メートル/秒とされている。しかし、砥川の過去のデータを見ると、同じ水位であっても、河床の状況によって、流下量が大きく変わる。

図7は医王渡橋地点における水位と流量との関係を見たものである。両者の関係は1987~95年と96~99年との間でかなり違う傾向を示している。例えば、水位2mに対応する流量は前者の期間では50立方メートル/秒程度であるのに対して、後者の期間では100立方メートル/秒程度になっている。この理由を河川計画課に質問したところ、河床断面が図8のとおり変わったからであるとの回答があった。

この平均河床高の変化は32cmであり、その程度の河床低下で流量が大幅に増加した。そして、最新の現況平均河床高は計画平均河床高よりも90cm高い。

2) 1999年実績値から見た流下可能量

そして、重視すべきことは1999年の実績値として水位約2.4mに対し、160立方メートル/秒の流量が観測されていることである。1996~99年の水位流量曲線を延長すると、計画高水位2.5mに対応する流量は約190立方メートル/秒となる。これはあくまで現況河床高においての値である。上述のように計画河床高はこの現況河床高よりも90cm低いのであるから、今後、計画河床高までの掘削が行われれば、計画高水位で恐らく二百数十立方メートル/秒以上の流下が可能になると考えられる。

[注] 砥川は諏訪湖の水位が河川水位に影響するため、河床を掘削しても流下能力の増加にならないという意見があるが、砥川は急勾配の河川であるので、水位は下流側の水位には支配されない。医王渡橋地点の計画断面についてフルード数を求めるとき、1.3となり、1を大きく超える。すなわち、砥川は射流であつて常流ではないから、下流側の水位の影響を受けない。

3.まとめ

以上の検討で次のことが明らかとなった。

① 砥川における100年に1回の洪水ピーク流量（医王渡橋地点）はせいぜい200立方メートル/秒程度であ

り、280立方メートル/秒は過大である。

② 治水計画どおりの河道整備が行われれば、医王渡橋地点で二百数十立方メートル/秒以上の流下が可能となる。

③ 砥川においては治水計画どおりの河道整備が大幅に遅れているので、その整備に力を注ぐべきである。以上のことから、砥川の治水対策は一にも二にも河道整備を計画どおり推進することであつて、下諏訪ダムは全く不要である。

II. 利水に関する検討

1. 岡谷市水道

(1) 水道給水量等の動向

岡谷市の人口、水道給水量、一人あたり水量、水道普及率、有収率の経時変化（1975~99年）は図9~12のとおりである。これらの図から次の傾向を読みとることができる。

① 人口は漸減の傾向にあり、水道普及率はすでにほぼ100%であるので、人口の増加や水道普及率の上昇が今後の水道給水量を増加させることはないと予想される。

② 一人あたり水量は横這い又は漸減の傾向が続いている。今後も増加傾向に転じる可能性はきわめて低い。

③ ①と②の傾向を反映して、岡谷市の水道給水量は概ね減少の方向に向かっている。

したがって、将来において岡谷市の一日最大給水量が1999年の実績（約30,000立方メートル/日）を大幅に超える値になることはないと予想される。

将来のために水道給水量の増加への対応をどうしても必要だというならば、漏水防止対策に力を注いで、有収率の上昇を図るべきである。岡谷市の99年の有収率は85.5%であり、それに対して福岡市の有収率は96%に達しているから、岡谷市も福岡市並みの漏水防止対策を推進すれば、水道給水量を縮小することができる。99年の有収水量のままで推移するとすれば、有収率を96%まで上昇させると、一日最大給水量は27,000立方メートル/日に縮小される。

(2) 保有水源

岡谷市水道の保有水源は次のとおりで、今後の一日前最大給水量が30,000立方メートル/日程度であれば、水源に不足を来すことなく、岡谷市の水道にとって下諏訪ダムは不要である。

| | |
|-----|----------------|
| 表流水 | 6,000立方メートル/日 |
| 湧水 | 2,400立方メートル/日 |
| 地下水 | 24,050立方メートル/日 |
| 計 | 32,450立方メートル/日 |

ただし、地下水のうち、トリクロロエチレンの基準を超過して浄化装置を取り付けている水源が4,700立方メートル/日、枯渇が心配される水源が5,650立方メートル/日があるので、これらについてコメントをしておく。

トリクロロエチレン等の有機溶剤は浄化装置を通せばほぼ完全に除去されるものであって、基準を超過しているからといって、水源を放棄する必要はない。全国では基準超過地下水に浄化装置を取り付けて従前どおり水道水源として利用している例が数多くある。また、枯渉が心配される井戸については必要に応じて井戸を掘り換えればよいのであって、水源として放棄する必要はない。その水量約6,000立方メートル/日はさほど大きな水量ではないから、井戸を何本か掘れば、確保することが可能である。今まで下諏訪ダムへの参加を前提として水道計画を立てていたから、地下水という自己水源を否定的に評価してきたのであって、地下水をもっと積極的に利用するように水道行政の考え方があれば、今後も地下水を主たる水道水源として利用し続けることは十分に可能である。

2. 下諏訪町水道

(1) 水道給水量等の動向

下諏訪町の人口、水道給水量、一人あたり水量、水道普及率・有収率の経時変化(1975~99年)は図13~16のとおりである。これらの図から次の傾向を読みとることができる。

- ① 人口は漸減の傾向にあり、水道普及率はすでにほぼ100%になっている。
- ② 一人あたり水量は最近10年間、減少の一途を辿っている。
- ③ ①と②の傾向を反映して、下諏訪町の水道給水量は最近10年間、減少の方向に向かっている。

したがって、将来とも下諏訪町の一日最大給水量が1999年の実績(12,400立方メートル/日)を大幅に超える値になることはないと考えられる。

将来の対策として水道給水量の増加への対応を考える必要があるならば、岡谷市と同様に漏水防止対策に力を注いで、有収率の上昇を図るべきである。下諏訪町の99年の有収率は80%であり、福岡市と比較すれば、漏水防止対策を推進する余地がある。

(2) 保有水源

下諏訪町水道の保有水源は次のとおりで、今後の一日最大給水量が13,000立方メートル/日程度であれば、水源に不足を来すことなく、下諏訪町の水道にとっても下諏訪ダムは不要である。

| | |
|-----|----------------|
| 表流水 | 10,000立方メートル/日 |
| 湧水 | 6,030立方メートル/日 |
| 地下水 | 2,170立方メートル/日 |
| 計 | 18,200立方メートル/日 |

以上のとおり、利水面からも見ても、下諏訪ダムの必要性はないと判断される。

「下諏訪ダムの必要性に関する

検討」〔補遺〕

2002年1月14日

嶋津暉之

治水に関して

1. 基本高水流量の問題について

(1) 計算対象洪水の選択順位の問題

国土交通省の河川砂防技術基準(案)では、対象洪水についての計算結果の上位群から基本高水流量を選べることになっているにもかかわらず、砥川では16洪水の中で第1位の計算結果が基本高水流量として選択されている。

第1位以外の計算結果が選ばれた例としては補表1(略)に示す九頭竜川がある。九頭竜川の場合は、10対象洪水の中の第3位が選択されている。第1位の選択であれば、11,300立方メートル/秒になるが、第3位を選択することによって(カバー率70%)、九頭竜川(中角地点)の基本高水流量は8,600立方メートル/秒、すなわち、11,300立方メートル/秒の75%値にとどめられている。

同様に、砥川においてもカバー率70%であれば、16対象洪水の中の第5位である211立方メートル/秒となり、現在の基本高水流量 280立方メートル/秒の75%値になる。

このように、何番目の計算結果を選ぶかによって、基本高水流量の値が大きく変わってくるのであるから、降雨確率法による基本高水流量の値は恣意的なものであり、合理性・客觀性に乏しい。

(2) 降雨量引き伸ばしの問題点

降雨確率法による基本高水流量の問題は、計算結果から何番目を選択するかという問題だけではない。降雨量の引き伸ばしの仕方、降雨量から洪水流量を求める計算方法にも重要な問題がある。

まず、80年に1回の流域2日最大降雨量 245mmは統計手法で求めたものであるから、その値には客觀性がある。問題は各流域、各時間帯への当てはめである。例えば、或る対象洪水の流域全体の実績2日降雨量が130mmであるとすれば、各流域、各時間帯も降雨量が245mm/130mm=1.9倍に引き伸ばされる。仮に、流域がA、Bの二つに分かれている、実績2日降雨量がそれぞれ180mmと80mmであったとすれば、A流域は180mm×1.9=340mmになり、80年に1回では到底起りえない降雨量になってしまう。このように、実績降雨量がすでに大きいA流域のような場合は降雨量が異常に引き伸ばされることになる。

砥川については詳細な計算データが公開されていないので、吉井川(岡山県)を例にとって述べる。補図1(略)のとおり、計画降雨量は285mmである。1934年洪水の場合は実績降雨量が163mmであるから、各流域

の降雨量は一律に $285\text{mm}/163\text{mm} = 1.75$ 倍に引き伸ばされた。ところが、流域1の場合は実績降雨量が 260mm だったので、引き伸ばし後の降雨量は $260\text{mm} \times 1.75 = 450\text{mm}$ となり、異常に大きい値になった。同様に、時間雨量も一律の引き伸ばしを行うため、計画規模の確率年では到底起りえない、きわめて大きい時間雨量が求められてしまうことがある。

砥川においても、引き伸ばしの結果、一部の流域または一部の時間帯において異常に大きな降雨量が求められている可能性が十分にある。

(3) 洪水流量の計算方法の問題点

もう一つは、計画降雨量から洪水流量を計算する方法の問題である。通常はこの計算手法として貯留関数法が使われる。貯留関数法の計算をするに当たってはまず、各対象洪水に実績降雨量を入れて洪水流量を計算し、計算流量が実績流量に合うように一次流出率、飽和雨量などのいくつかの定数の値を設定する。ところが、これら定数の組み合わせは幾通りもあるため、その設定が非常にむずかしく、或る対象洪水については計算結果が実績に合っても、他の洪水には合わないということがしばしばある。

砥川の計算結果を見ると（国土問題54号）、補図2(略)のとおり、平成5.8.18洪水に関しては医王渡橋地点の実績ピーク流量が44立方メートル/秒、実績降雨量を入れた計算ピーク流量が66立方メートル/秒で、1.5倍にもなっており、全く合っていない。したがって、同洪水に計画降雨量を当てはめて求められた計算ピーク流量 228立方メートル/秒はかなり過大な値になっていると考えざるをえない。同様に、他の対象洪水についても過大なピーク流量が求められている可能性が十分にある。

以上のように、雨量確率法による基本高水流量の計算は、その方法に根本的な問題があるため、その計算結果は信頼性が乏しい。したがって、計算結果から何番目を選択するかということだけではなく、雨量確率法による計算結果そのものを使うべきではない。流量確率法による計算結果を採用すべきである。

2. 基本高水流量は単なる机上の目標値

昨年11月時点において1級水系河川で河川整備計画が策定されたのは3河川、計画原案が示されたのは2河川である。これら5河川の整備計画の目標流量をみると、下表のとおり、基本高水流量の数字とは別に、それぞれの河川の状況に合わせた数値が採用されている。多摩川や由良川の場合はその目標流量は基本高水流量の半分近い数字である。

多摩川の場合、河川整備基本方針では従来の工事実施基本計画と同じ 8,700立方メートル/秒が基本高水流量（計画規模 200年に1回）として採用され、上流ダム群を建設することになっているが、現実にそのようなダム適地が見当たらない。そこで、概ね30年間を対象とした河川整備計画では戦後最大洪水を想定し、基本高水流量の半分に近い4500立方メートル/秒が目標流量として設定された。このように、流域居住人口が数百万人以上にもなる多摩川において実質上の計画規模は概ね50年に1回になっている。

これを見ると、実際の河川整備における目標洪水流量は、それぞれの河川の状況によって現実に合わせて適当に変わりうるものであり、一方、基本高水流量は現実性のない、いわば棚に飾っておく数字に過ぎないものになっている。

多摩川等の例を踏まえると、砥川における河川整備の目標流量は既往最大の洪水160立方メートル/秒程度でもよいと考えられる。この面から見ても、下諏訪ダムは必要性がない。

1級水系河川

| | 基準点 | 計画規模 | 基本高水流量 | 河川整備計画目標流量 | 想定洪水 |
|-----|-----|-------|---------------|--------------|-------|
| 留萌川 | 大和田 | 1/100 | 1300立方メートル/秒 | 1050立方メートル/秒 | 既往第二位 |
| 多摩川 | 石原 | 1/200 | 8700立方メートル/秒 | 4500立方メートル/秒 | 戦後最大 |
| 大野川 | 白滝橋 | 1/100 | 11000立方メートル/秒 | 9500立方メートル/秒 | 既往最大 |
| 豊川 | 石田 | 1/150 | 7100立方メートル/秒 | 4650立方メートル/秒 | 戦後最大 |
| 由良川 | 福知山 | 1/100 | 6500立方メートル/秒 | 3700立方メートル/秒 | 戦後第四位 |

※紙面の都合で「図」は省略しました。

詳しくは水源連ホームページ <http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen.htm> をご覧下さい。

自然再生推進法案に対する意見書

2002. 7

水源開発問題全国連絡会

代表 矢山有作

1. 意見の趣旨

今国会に与党三党が提出予定の「自然再生推進法案」(以下、「法案」という)は、その趣旨そのものには理念として評価できる点もあるが、法案自体に様々な問題点が存在し、総体としてはその趣旨が活かされるとは言いがたく、全面的に取り下げるべきである。この法案にもられている趣旨を十分に活かしうる法文を作成するには、その構想段階から多くの住民の参画を保証し、住民との対等なパートナーシップを確立することが必須である。

2. 法案の問題点

(1) 「自然」および「自然再生」の概念が不明確。

「自然再生」という場合、これまでの人間の行為が破壊した「自然」を「再生」することをいう。これまでの人間の行為をどのような視点で総括するのか、その総括に立って、何をどのように「再生」するのかが基本的に問われる。この問い合わせと回答を見つけることは容易なことではない。全国民的な討論をまったく経ていない現状では、この法案の内容を論じることすら不可能である。

(2) 国民・住民が主体として位置づけられていない。

① 自然再生基本方針の策定はこれから国土のありかたを決めるものである。国土のあり方を決めるのは国民・住民である。法案では、この過程から国民・住民を排除している。

② 法案では自然再生推進事業の実施者に個々の「自然再生協議会」の設置を義務付けているが、地域のグランドデザインを含め、自然再生事業全体に関する計画制度が存在せず、国民・住民が自分たちの地域に対して責任を持つ構造がこの法案には存在していない。

③ 「自然再生協議会」に限定しても、国民・住民の位置付があいまいで、国民・住民は主体として「自然再生実施計画」の策定に関わることが保証されていない。また、「自然再生協議会」構成員としての国民・住民の選定が実施者にまかされていることから、この法案は個別の自然再生推進事業においても透明性・公正性を放棄しているといわざるを得ない。

(3) 「自然再生推進事業」の審査・認定システムがない。

法案には「自然再生推進事業」を審査・認定するシステムが欠落している。これでは実施者が「自然再生推進事業」と言ってしまうだけでその事業がまかり通ることになる。これはこれまでの公共事業が「自然再生推進事業」と名を替えるだけで制約なしで遂行できる道を開くことになる。そればかりか、当該事業全体に関する認定システムがない以上、当該事業全体を行政訴訟の対象とすることができず、住民・国民が異論を申し立てる法的手段すら奪い取るものである。

3. 水源開発・ダム関連から見た問題点

ダムによる弊害対策として、堆砂の排除、ダム湖内の濁り対策などが問題となっている。

堆砂対策としてこれまでには浚渫が主であったが、最近はダムからの直接排砂も行われている。浚渫による発生土は渓谷を破壊してきた。直接排砂は黒部川で見られるように深刻な漁業被害をもたらしている。この法案の内容からすれば、浚渫はいうまでもなく、ダムからの直接排砂も自然再生推進事業として推進されるに違いない。

ダム湖下流の濁り対策としては清水バイパスが論議されている。しかし、清水バイパスはダム湖内の濁りの長期化を引き起こすなど多くの問題があるにもかかわらず、この法案をよりどころとした自然再生推進事業になるおそれがある。

これらの対策は決して抜本的なものではない。個々のケースによってその選択肢は異なるが、最も重要な視点は、それらのダムの建設もしくは存続の必要性自体を再検討することである。

本法案にはこの視点が完全に欠落している。

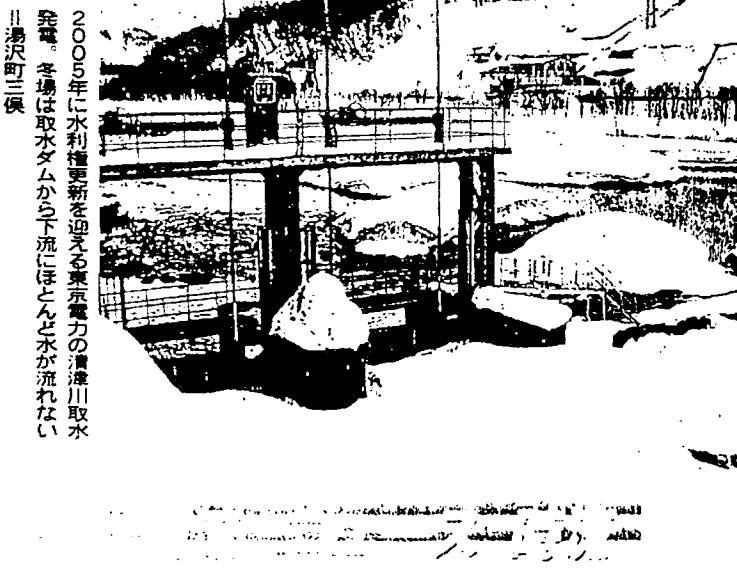
4. 結論

以上から、本法案はその根底において基本を大きく踏み外していると言わざるを得ない。

これまでの人間の行為をどのような視点で総括するのか、その総括に立って、何をどのように「再生」するのかを基本にすればなければならない。この問い合わせと回答は全国民的な討論を経ることによってはじめて見出せるであろう。

法案というものは、「国民・住民と行政との対等なパートナーシップを法的に保証するシステムの確立」を一方に据えながら、法律の構想段階から国民・住民の参画を保証した状況で作成されなければならない。本法案がその根底において基本を大きく踏み外しているのは、このような状況で法案作成がされていないことによる。

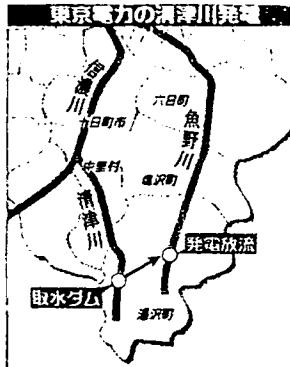
会期が残り少なくなった今国会で成立させるような拙速なことは許しがたいことである。



2005年に水利権更新を迎える東京電力の清津川取水
発電。各場所は取水ダムから下流にほとんど水が流れない
こと。湯沢町三保

第3部 かすむ法線

高速道延伸 瀬戸際の県北



同土地改良区の塙沢秀
次理事長は「(中里村の
反対表明は)非常識だと
思ふ。」

農業へ影響必至 水争いに発展か

魚野川への利
用水

一九二三年の取水開始
以来、深刻な水不足に悩
まされてきた直下流のム
ラ。渇水時には東電に農
業用水の放流を頼る傾
向(?)も見受けた。中里村
(農業関係者)を味わい続
けた時の叫びだった。
「魚野川の水戻が極端

に中里村の山本茂穂村長
に中里村の山本茂穂村長
らが初要請に臨んだ。
山本村長(清津川の水
を全量戻してほしい)
小石川所長(発電事業
を続ける限り、取るなど
いうのは無理だ)

□放流懇願

塙沢町の上田欽一町長
は「清津川の水が来なくて
は、農業への影響は必至。
半永久的なもので、八十

年前に補償も出ている」
と不快感を示す。六日町
の小宮山孝義町長も「清

津川の分水で農業が發展

した。東電は簡単に打ち

切ることはない」と事態

の進展を見守る。

□お手上げ

南魚中央土地改良区

(六日町)では、最大毎

秒三・一四m³を取水し、

受益面積は七百四十haに

広がる。

同土地改良区の塙沢秀

次理事長は「(中里村の
反対表明は)非常識だと
思ふ。」

南魚から批判の声続々

清津川東電取水

水利権放棄 中里村が要請

東京電力が南魚湯沢町で行う清津川取水発電事業のため、約八十年にもわたって常に渇水に悩む直下流の中里村が「水利権放棄」を要請して二週間余る。こうした動きに対し、清津川の水を魚野川に分水し、農業用水に利用してきた魚沼コシヒカリの大産地南魚の農業関係者から批判が起きてしまつた。「100五年の水利権更新を控え、二つの水系をまたいで広がる現代版『水争い』の波紋を追つた。」

(十日町支局・中村裕、六日町支局・石黒智哉)

【メモ】湯沢町三保の取水ダムでは最大毎秒6,121m³を清津川から取水し、総延長11.4km。2000年(平成12年)平均1,483万m³(1999年1~6月)の净水流で同町市街地にある発電所へ。使用後の水は魚野川に流す。東電は魚野川によって、漁業も流れないと主張している。一方、直下流の中里村は村民の苦しみを訴え、「電気を必要とする必要がある」。山本村長は村民の苦しみを代弁する。一方、清津川を分水した魚野川は、かんがい用として利用され魚沼コシの生産に大きく貢献してきた。清津川の渇水状況とは裏腹に、平均流量が清津川の一、三倍の魚野川が流れる南魚にとっては分水は「命の水」といえる。

二月二十日、小千谷市にある東京電力信濃川電力所(小石川貞雄所長)に中里村の山本茂穂村長らが初要請に臨んだ。山本村長(清津川の水を全量戻してほしい)は、「魚野川は、かんがい用水として利用され魚沼コシの生産に大きく貢献してきた。清津川の渇水状況とは裏腹に、平均流量が清津川の一、三倍の魚野川が流れる南魚にとっては分水は「命の水」といえる。

塙沢町の上田欽一町長は「清津川の水が来なくては、農業への影響は必至。水利権の許可是事務も」「こちらも水が余っているわけではない。農家からも心配の声が上がっている」と不安を隠さない。農業用水の放流を頼る傾向(?)も見受けた。中里村も清津川環境調査を行った場合のシミュレーションを実施する。一方、中里村も清津川環境調査を行う方針で、水利権更新をめぐって新たな攻防が展開されそうだ。

国は八八年のガイドラインで、水ダム上流の集水面積は一千一百六十平方メートル。当たり、毎秒〇・一〇・三立方メートル以下でダム下流に流すというものが実現された。清津川の場合、取水ダム上流の集水面積は

約百六十平方メートル。東電は水利権更新で毎秒〇・一

年、三十年ぶりと

なる発電水利権更新を前

止できない。(西村幸弘

河川管理課長)との立場

だが、清津川下流の農業

用水の不足に配慮する姿勢を示す。

また東電は国の指で

〇二年度から清津川の六

地点で水質など十項目の

調査を行い、魚野川でも

河川改修工事の実施を

約百六十平方メートル。東電は

水利権更新で毎秒〇・一

年、三十年ぶりと

なる発電水利権更新を前

止できない。(西村幸弘

河川管理課長)との立場

だが、清津川下流の農業

用水の不足に配慮する姿勢を示す。

また東電は国の指で

〇二年度から清津川の六

地点で水質など十項目の

調査を行い、魚野川でも

河川改修工事の実施を

約百六十平方メートル。東電は

水利権更新で毎秒〇・一

年、三十年ぶりと

なる発電水利権更新を前

止できない。(西村幸弘

河川管理課長)との立場

だが、清津川下流の農業

用水の不足に配慮する姿勢を示す。

また東電は国の指で

〇二年度から清津川の六

地点で水質など十項目の

調査を行い、魚野川でも

河川改修工事の実施を

約百六十平方メートル。東電は

水利権更新で毎秒〇・一

年、三十年ぶりと

なる発電水利権更新を前

止できない。(西村幸弘

河川管理課長)との立場

だが、清津川下流の農業

用水の不足に配慮する姿勢を示す。

また東電は国の指で

〇二年度から清津川の六

地点で水質など十項目の

調査を行い、魚野川でも

社
説

十日町市など裏有地方で信濃川を眺めて驚くことがある。川が枯れ、大河のイメージには程遠いことだ。

流量が少ないと夏は水温が上がり、自然の生態系に影響が出る。豊富だったサケの遡上も激減した。

渇水の原因は発電用の取水だ。信濃川中流域にはJR東日本・宮中ダム(中魚中里村)と、東京電力・西大滝ダム(長野県飯山市)がある。

西大滝ダムでは毎秒百七十一㎥、宮中ダムでは同三百十七㎥の取水が認められている。一方、信濃川に流す維持水量は宮中で七㎥/秒にすぎない。

大量の水は暗きよを通り、三十キロ上下流で発電に使われ、首都圏の電力となる。西大滝ダムは静岡県の佐久間ダムに次ぐ全国二位の発電量を誇る。

宮中ダムはJR東日本の電力の22%を

貯い、山手線などを動かしている。だが大量取水により、西大滝ダムからのイメージには程遠いことだ。

水が枯れた区間となっている。地元からの強い要望や、一九九七年の河川法改正で「環境への配慮」が盛り込まれた」ともあって、この夏から宮中ダムでは放流量を増やした。サケ遡上

貯い、山手線などを動かしている。

きないとしており、東電も「今回の放もの?」だ。

首都市の参加者は水や環境への关心

二つの催しでコーディネーターを務

立場を取っている。

本田欣一郎・十日町市長は「国の認

が高い人たちだったが、大半が信濃川

めた新潟の大熊孝教授は「信濃川は

水が枯れた区間となっている。

地元からの強い要望や、一九九七年

の渇水の現状を知らなかつた。「東京

日本一長い」というが、見方によつては

立場を取つてゐる。

めた流量三十三㎥/秒が少なくとも必要

が高い人たちだったが、大半が信濃川

利根川より短い。暗きよが本流となり、川がないと同じ状態だ。この現実を

立場を取つてゐる。

本田欣一郎・十日町市長は「国の認

に生まれ育つた人間だが、初めて信濃

川の状況を知つて驚いてゐる」との声

立場を取つてゐる。

川の状況を知つて驚いてゐる」との声

立場を取つてゐる。

信濃川 水なし

中流域の現実を広く伝えよう

期を迎える十月には西大滝ダム

信濃川は首都圏への送電でひん死の状態にあるが、首都圏の人々はこの事実を知らない。電力消費者に信濃川の現状を知つてもらうための催しが九月中旬

しかし、建設省(当時)が九五年の旬、東京で初めて開かれた。

小泉純一郎内閣が進める構造改革で「信濃川水なしサミット」(よみがけ)と題された会、十日町市中魚中町村主催)市と地方の相互依存関係はますます強

でそれを最大二十メートル近くを放流する。

状態にあつたが、首都圏の人々はこの事実を知らない。電力消費者に信濃川の現状を知つてもらうための催しが九月中旬

いかに見えるようにするか、難しい問題だ」との発言もあった。

小泉純一郎内閣が進める構造改革で「信濃川水なしサミット」(よみがけ)と題された会、十日町市中魚中町村主催)市と地方の相互依存関係はますます強

う言葉のように、想像力をかき立てるフレーズづくりも必要だ」と書う。

「川の恵み」フォーラムでは、自然の川の流れに近いダム放流のあり方への提言もあった。

大熊教授は「『森は海の恋人』といふ言葉のように、想像力をかき立てるフレーズづくりも必要だ」と書う。

「川の恵み」フォーラムでは、自然の川の流れに近いダム放流のあり方への提言もあった。

小泉純一郎内閣が進める構造改革で「信濃川水なしサミット」(よみがけ)と題された会、十日町市中魚中町村主催)市と地方の相互依存関係はますます強

は都市と地方の対立がいわゆる、都それぞれのチャンネルで信濃川の現状を伝え、首都圏の人々と問題意識を共有しながら、現実的な解決策を探つ

だまだ開きがある。JRでは水利権と地元への補償を支払つてゐる」とかられ以上は譲歩で

えられる会、十日町市中魚中町村主催)市と地方の相互依存関係はますます強

たミーツォーラム「川の恵みは誰のせい」と「新潟の水辺を考える会」が企画

まつてゐる。それが、都市部から見えていざなうのが大きな問題だ。

清津川・信濃川を考える

中里村総合センター

(JR越後湯沢駅徒歩7分)

10月26日(土) 18:00~21:30

参加費500円(資料代)

全国集会

★ 中止ダムからの報告

紀伊丹生川ダム・清津川ダム・渡良瀬遊水池総合開発第2期・下諏訪ダムよりの報告

…ダムが止まった理由は何だったのか？…

★ 清津川ダムの今後の課題

河川整備計画策定に向けた取り組み・ダム中止後の生活再建は？

…住民参加の原則は守られるのか…

★ 発電取水による河川の減水問題

大熊孝新潟大教授のレクチャー！

歩いて渡れる日本一の大河信濃川、
80年前の水利権が今も清流を奪う清津川
…流域住民の犠牲のもとに成り立つ発電事業の行方…



現地見学会

10月26日(土)

参加費 1000円

(バス代+トンネル入坑料)

お問い合わせは遠藤まで
FAX 045-561-8186
メール yakkun@mvd.biglobe.ne.jp

JR利用の方 12:20 越後湯沢駅西口集合
車で来られる方 12:30 越後湯沢インター出口

★ 清津川三俣取水堰→清津峡→信濃川JR宮中ダム 紅葉の清津峡(日本三大渓谷・名勝天然記念物)を楽しもう！



巨大ダム計画は止ましたが、他水系への
発電取水問題をかかえる渓流の明日は？

JR宮中ダムの試験放流で、今年は何匹
戻って来れるのか？帰って来いよ～鮭！

オプション(26日午前)の清津峡トレッキングもお勧めです。ブナの原生林と渓流沿い
のコース！

オプション申し込みは藤ノ木まで
FAX 0257-63-4186
メール nobuko.f@crest.ocn.ne.jp

主催 水源開発問題全国連絡会
清津川ダムを考える会
ふるさとの清津川を守る会

水源連絡会・現地見学会 参加申込書

2002.9.

*全欄に記入、見学会・宿泊・懇親会は該当項目に○をつけて下さい。

| 氏名 連絡代表者 | 郵便番号 住所 | 電話 | 所属団体 | | 26日見学会 | 26日の宿泊 | 性別 | 26日夜 懇親会 |
|-------------|------------|----|------|-----|--------|--------|----|----------|
| | | | 参加 | 不参加 | | | | |
| | | | 参加 | 不参加 | | | 女 | 参加 |
| | | | 参加 | 不参加 | | | 男 | 不参加 |
| | | | 参加 | 不参加 | | | 女 | 参加 |
| | | | 参加 | 不参加 | | | 男 | 不参加 |
| | | | 参加 | 不参加 | | | 女 | 参加 |
| | | | 参加 | 不参加 | | | 男 | 不参加 |
| | | | 参加 | 不参加 | | | 女 | 参加 |
| | | | 参加 | 不参加 | | | 男 | 不参加 |

☆26日の宿泊費は8000円、総会500円、見学会は1000円です。夜の懇親会費は別途200円。

※全国集会は参加費（資料代）500円。

☆オプションについて☆26日午前8時から12時の清津峡トレッキングは、前夜水没予定地であった三俣地区の旅館に宿泊。12時には湯沢駅で現地見学会に合流します。
 26日の昼食は予約を受けて用意いたします。
 参加申し込み合わせはこの申し込みとは別に直接、藤ノ木（電話0257-63-3761 FAX0257-63-4186 E-mail nobuko@crest.ocn.ne.jp)まで。参加締め切り10月10日まで。

現地見学会

参加費 1000円

湯沢駅～清津峡～宮中ダム～宿泊先 26日午前12時20分越後湯沢駅西口集合（車は12時30分湯沢インター出口集合）

★参加申し込みは、この用紙に記入の上、10月10日必着で下記宛に郵送・FAX又はE-mailでお申し込み下さい。
宿泊者を二つの旅館に調整する必要があるため、出来るだけ早めに確実な参加申し込みを御願いします。

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28 遠藤保男 電話・Fax 045-561-8186(電話は夜のみ)
 Eメール yakkun@mvd.biglobe.ne.jp

〒181-0016 東京都三鷹市深大寺2-27-13 佐藤 守 電話・FAX 0422-32-9811 (電話は夜のみ)
 Eメール moru@parkcity.ne.jp